

---

平成31年 第1回 (定例) う き は 市 議 会 会 議 録 (第3日)

平成31年3月5日 (火曜日)

---

議事日程 (第3号)

平成31年3月5日 午前9時00分開議

日程第1 議案質疑 (議案第16号～議案第19号、議案第22号～議案第25号、議案第29号、議案第30号、議案第34号～議案第42号、議案第2号、議案第7号～議案第14号)

日程第2 議案の委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑 (議案第16号～議案第19号、議案第22号～議案第25号、議案第29号、議案第30号、議案第34号～議案第42号、議案第2号、議案第7号～議案第14号)

日程第2 議案の委員会付託

---

出席議員 (13名)

2番 組坂 公明君	3番 佐藤 裕宣君
4番 野鶴 修君	5番 竹永 茂美君
6番 岩淵 和明君	7番 鎗水 英一君
8番 熊懷 和明君	9番 中野 義信君
10番 佐藤 湛陽君	11番 上野 恭子君
12番 伊藤 善康君	13番 江藤 芳光君
14番 櫛川 正男君	

---

欠席議員 (1名)

1番 佐藤 茂和君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 石井 良忠君

記録係長 浦 聖子君

記録係 伊藤 諒平君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田籠 正規君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長		瀧内 教道君	
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長		松岡 美紀君	
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	瀧内 英敏君
うきはブランド推進課長		樋口 一郎君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長		松尾 正和君	
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	権藤 精二君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君
人事秘書係長	河原 祐介君	水資源対策係長	高良 靖之君
人権・同和対策係長		樋口 秀夫君	
情報システム係長	熊谷 光芳君	国保・年金係長	後藤 節子君

---

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで市長より、議案第35号、議案第36号、議案第37号について、議案の一部訂正をしたいとの許可願いが提出されております。

市長の訂正理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

本議会初日に議案第32号の議案訂正をお願いいたしましたが、同様の趣旨による訂正がほか  
に3件ございました。大変申しわけございませんが、議案第35号、議案第36号、議案第  
37号の訂正をお願いいたします。

議案第35号は、うきは市スポーツアイランド条例の一部を改正する条例でございます。一部  
文言が漏れておりましたので、別紙で配付させていただいたとおり訂正をお願いするものでござ  
います。第1条及び第2条におきまして、「別表を次のように改める。」と規定しております部  
分を「別表の備考以外の部分を次のように改める。」と訂正するとともに、表中、多目的グラウ  
ンドの項、照明料の欄につきまして「1列当たり」という文言が漏れておりましたので、文言追  
加の訂正をお願いするものでございます。

続いて、議案第36号でございます。うきは市吉井体育センター条例の一部を改正する条例の  
第1条及び第2条において一部文言が漏れておりましたので、別紙で配付させていただいたと  
おり訂正をお願いするものでございます。「別表を次のように改める。」と規定しております部  
分を「別表の備考以外の部分を次のように改める。」と訂正をお願いするものでございます。

続いて、議案第37号でございます。うきは市大春トリムセンター条例の一部を改正する条例  
の第2条において一部文言が漏れておりましたので、別紙で配付させていただいたと  
おり訂正をお願いするものでございます。「別表を次のように改める。」と規定しております部  
分を「別表の備考以外の部分を次のように改める。」と訂正をお願いするものでございます。

今後、このようなミスがないように、しっかり内容をチェックしてまいりたいと思います。大  
変御迷惑をおかけしますが、議案の訂正につきましてよろしくお願いを申し上げます。

○議長（榎川 正男君） お諮りします。議案第35号、議案第36号、議案第37号の訂正につ  
いて、うきは市議会会議規則第20条の規定により、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号、議案第36号、議案  
第37号の訂正については、これを承認することに決しました。

---

### 日程第1. 議案質疑

○議長（榎川 正男君） 日程第1、議案質疑を行います。

議案第16号小石原川ダムに係る水源地域対策費の負担に関する協定の締結についてを議題と  
します。

説明を求めます。水資源対策室長。

○水資源対策室長（瀧内 英敏君） おはようございます。水資源対策室の瀧内でございます。よ  
ろしくお願いをいたします。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第16号小石原川ダムに係る水源地域対策費の負担に関する協定の締結について。

福岡県南広域水道企業団との小石原川ダムに係る水源地域対策費の負担に関する協定について、別紙のとおり協定を締結するため、うきは市議会基本条例第15条第3号の規定により議会の議決を求める。平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

5ページをお開きいただきたいと思います。

小石原川ダムに係る水源地域対策費の負担に関する協定についての御説明を申し上げたいと思います。

内容といたしましては、昨年6月に議会で承認いただきました小石原川ダムに係る漁業補償費の負担に関する協定書と考え方は基本的に同じでございます。これまで議員説明会等でお示しした、うきは市が今後負担する費用の中の2項目、小石原川ダム水源地域振興事業に係る負担金と小石原川ダムに係る水没者への生活再建支援金の2項目に係る協定を締結するものでございます。

この小石原川ダムに係る水源地域対策費につきましては、福岡県南広域水道企業団に既に立てかえをさせていただいておりますが、この支払いが平成31年度に完了する予定でございます。このため、支払い方法等について県南企業団と協議を重ねた結果、今回の協定書の締結が必要になったものでございます。本来であれば、県南広域水道企業団に加入して、企業団へ支払う受水費でこの負担金を払っていく予定でしたが、現在、県南広域水道企業団への加入が難しい状況でございますので、今回、協定書を締結するものでございます。このため、あわせて平成31年度の予算も計上させていただいているところでございます。

それでは、小石原川ダムに係る水源地域対策費の負担に関する協定書の説明を別紙5ページでさせていただきますと思います。

第1条でございます。水源地域対策費の対象とする負担金は、小石原川ダムの水道用水、1日5万6,160立方メートルに係るものとして、その対象を、ここにあります(1)小石原川ダム水源地域振興事業に係る負担金、それと(2)小石原川ダムに係る水没者への生活再建支援金とするものでございます。

第2条でございますが、うきは市と県南広域水道企業団との負担割合についてでございますが、これまで御説明申し上げてきた数字でございますが、うきは市の負担割合は配分量に応じた10.22%でございます。

第3条、水源地域対策費の支払いについて定めたものでございます。県南広域水道企業団が、うきは市分も含めてお支払いいただいております。うきは市は、配分量に応じて県南広域水道企業団に支払うものでございます。支払い時期については、甲乙で協議するとしているものでございます。

第4条、負担金の精算についてでございます。第1条の(1)の小石原川ダム水源地域振興事業につきましては、平成33年度中に完了する予定でございます。事業費が確定した時点で、必要があれば精算をすることを定めたもので、事業費が当初の基本協定より減額になった場合に対応するために定めたものでございます。

それから、第5条でございますが、企業団加入時の取り扱いについてでございます。将来、うきは市が福岡県南広域水道企業団に加入した場合、それまでうきは市が単独で負担していた分をどのように精算するかを甲乙で協議することを定めたものでございます。昨年6月議会で承認いただきました漁業補償費の負担に関する協定書と同じ文言となっているところでございます。

それから、第6条でございますが、疑義の解決方法として両方で協議していくことを定めたものでございます。

以上、提案申し上げます。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、竹永議員。

○議員(5番 竹永 茂美君) お尋ねいたします。

今、説明のありました4ページ、5ページ、6ページにつきましては、金額が述べられておりませんが、トータル幾らになるのか教えていただきたいと思っております。

○議長(櫛川 正男君) 瀧内水資源対策室長。

○水資源対策室長(瀧内 英敏君) 2つの負担金、支援金合わせまして7,735万4,000円でございます。

○議長(櫛川 正男君) ほかに質問。13番、江藤議員。

○議員(13番 江藤 芳光君) ちょっと今、気づいたんですけど、今、瀧内室長のほうからの説明で、前の漁業補償と全く同じ協定内容の条文、規定もそのとおりでございます。それで、ちょっと読んでおましてひっかかったのは、第4条、負担金の精算。これを読みますと、第4条、第1条第1号の対象となる事業が完了したときは、必要に応じて精算を行うものとする、ということですけども、この記述の規定に主語がないんですよね、主語が。甲乙は必要に応じて精算するものとするという、これは協定の内容からすると、これでいいのかなという気がいたしますが、法制的な見解を市長のみならず、どなたかひとつ答弁をいただきたいと思うんですが、ちょっとどうかな、主体性がない。

○議長(櫛川 正男君) 瀧内水資源対策室長。

○水資源対策室長(瀧内 英敏君) 第4条の負担金の精算についてでございますが、この第1項の水源地域振興事業につきましては、先ほども申し上げたとおり33年度に完了しますので、そのときに精算をしたい。基本的には、基本協定に基づいて負担金は支払うようになっているん

ですが、精算した場合、もしかしたら減額になるかもしれないというようなことがあって、こういった文言で県南広域水道企業団と協議した結果、この文言でいきましょうということで整理をしたとごさいます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） それは、そういうことでしょう。ただ、私が申し上げるのは、協定の、これを精算するこの主体は誰ですかというと、県南広域水道企業団とうきは市の甲乙でしょう。だから、この協定の条文上、この主語がないから、誰と誰が精算するんですかということを書き込まないと、この協定書としては文言上、成立しないんじゃないかという指摘なんですよ。ここだけが抜けてる。ほかは全部はつきりわかります。それを入れなおかしいんじゃないですか。漁業補償のときには気づきませんでした。今、気づきましたから、ちょっと申し上げているので、ちょっと協議をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の趣旨は、たしかこの第5条とか第6条については甲乙で協議という文言が入って、この4条のみ入っていないのではないかという話ではないかと思います。この違いは、甲乙というのは、うきは市と福岡県南広域水道企業団ということになります。実は、この1条の第1号の対象となる事業が完了したときということになっておりまして、この1条の1号と2号の性格の違いをちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

1号の水源地域整備計画関連の負担金につきましては、もともと水特法——水源地域対策特別措置法に基づく水源地域対策事業でありまして、水源地域整備計画の関連地域内の集会所であったり道路であったり施設整備、これに充てるものであります。これは、利水者だけが負担するのではなくて。（発言する者あり）ええ。ちょっと御理解いただきたいのは、ユーザーのみだけが負担するのではなくて、福岡県とか佐賀県とか、あるいは利水者は私どもうきは市と県南広域水道企業団であります、もろもろが負担することになっておりまして、大体総事業費78億円近い事業がかかるというふうになっています。これは、今まだ建設中ですから精算が伴うわけですが、この78億円のうちに国庫補助金を除いた分とか、通常公共投資、個人負担をもらうものについて大体27億5,000万円ほどがそういう類いのお金になるんですが、それを差し引いて受益者で、利水者で全部分担するという構図になっております。

一方、第2号は、水没者への生活再建促進負担というのは、これは利水者のみで、まさに甲と乙のみ、うきは市と県南広域水道企業団のみで負担するものが第2号であります。第1号は、福岡県、佐賀県を巻き込んだ話でございまして、この協定でいきますと立会人の福岡県も交えて協議、精算するものでありますので、こういう表現になっていることを御理解いただきたいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） そういう意味であれば、思いも出てきますが、結局これは精算するのは福岡県もこの事業に係る全てがこの4条にかかわっての精算者という理解ということでございますと、甲乙のみならないということで明確に言えますね。（「はい」と呼ぶ者あり）なら、了解しました。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 第5条の企業団加入時の取り扱い、これには金額が示されておりませんが、甲乙で協議をするとありますが、大体、以前に払った分は全部返ってくるという理解でよかですかね。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内水資源対策室長。

○水資源対策室長（瀧内 英敏君） 今現在、県南広域水道企業団のほうに加入できる状態ではございませんので、加入してないからこういった協定書を締結するわけですが、支払的には受水費で負担しますよということで今までも説明していたかと思うんですが、最終的には配分量等で県南広域水道企業団との協議事項になるものというふうに認識をしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） あとは、もう配分量でいくのはわかりますが、それまでに払うたのは、そのときもう精算していくということじゃろ。それから、こう差し引いたり、いろいろしていくということですか。

○議長（櫛川 正男君） ごめんなさい。これ、総務産業に付託事項です。

○議員（12番 伊藤 善康君） なら、そこで聞こう。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内水資源対策室長。

○水資源対策室長（瀧内 英敏君） 加入した時点で協議をしていくということになるというふうに認識をしております。話し合いをしないと、そこいらは、はっきり今のところ申し上げられないんですが、はっきりというか。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） うきはブランド推進課、樋口でございます。

議案書の7ページをお開きください。

議案第17号辺地に係る総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため「辺地総合整備計画」を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を求める。平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

事前にお配りをしております辺地総合整備計画書のほうをごらんください。

変更理由といたしましては、辺地債を活用し事業を行う場合には、この辺地総合整備計画書に事業が上がっていることが条件のため、2つの工事につきまして、この総合整備計画書を修正しまして追記させていただくものでございます。

1つは、その計画書を1枚めくっていただきまして、妹川辺地というのが右側に書かれている部分をごらんください。この下の表の3段目になります、元有地区簡易給水施設整備工事を、これを昨年度に続き掲載をさせていただいております。理由としましては、平成30年にこの地区で給水管の整備工事を行いました、水が出なかったため辺地債の対象事業となりませんでしたので、再度、平成31年度に元有地区簡易給水施設整備工事を行うものとなっております。

もう一つが、次の次のページということで、右上に小塩辺地というものが書かれているところをあけていただければと思います。この表の一番下、林道前迫栗木野線の新規開設を追加させていただいております。なお、今回、変更となっております事業につきましては、両方とも平成31年度当初予算に計上を行っております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号うきは市道路線の変更についてから議案第19号うきは市道路線の廃止についてまでは関連がありますので、一括して議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 住環境建設課でございます。

議案書8ページ並びに9ページでございます。

議案第18号うきは市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、次のうきは市道路線の変更について、議会の議決を求める。平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、次ページでございます。



議案第19号うきは市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、次のうきは市道路線の廃止について、議会の議決を求める。平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

お手元に、別冊で市道の変更・認定資料のほうを配付させていただいております。こちらのほうで説明をさせていただきます。

今回、市道路線の廃止及び認定につきましては、吉井町の新治団地跡地の余剰地の市道の整備になるところでございます。A3版の広いほうでございますけれども、今回3路線の廃止、認定をお願いするものでございます。図面中で真ん中でございますが、①で路線の廃止、赤い表示で破線で表示をしておりますが、その他市道空町第2線でございます。こちらにつきましては、延長27.1メートル。今回、余剰地を売却するに当たりまして、もともとありました市道を廃止いたしまして余剰地売却に当たるというところでございます。

それから、②でございます。こちらにつきましては、その他市道の空町第3線でございます。こちらにつきましては、もともと市営住宅の外周道路を結ぶような市道でございました。今回、延長77.1メートルに対しまして、終点側、黒い破線から赤い実線で表示をしておりますが、起点の変更を行いまして路線の延長を短くするものでございます。新しい道路といたしまして、24.5メートル。今回、53.2メートルを変更として議会に提出するものでございます。

それから、③でございますが、こちらにつきましては、同じく新治団地の跡地でございます。その他市道の今町第2線になるところでございます。こちらにつきましては、黒い実線で表記をしております起点側、それから終点側、そして赤い実線で示しております終点側、こちらにつきましては、当初の道路76.7メートルに対しまして終点分の変更、赤い部分を追加することによります延長の変更でございます。新しい道路延長107.7メートル、31メートルの追加路線で、今回、議案提出をするものでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑は議案番号を述べて行ってください。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ちょっと確認をさせてください。資料を見させていただきましたが、今回、市の新治団地が建ちまして、あと余剰地の一角が2つの、1件だけが売却できましたですね。この図面は、あと残っている余剰地ということでの区域内ということではよかったですかね。私も前、会議でちょっと話は、資料も今持ちませんもんですから、ちょっとその辺を。

それと、新治団地はこの、どこになるとですかね。ちょっと私は、この表が入り込んどるから、新治団地の新しい団地がどこに位置して、この場面なのかというのが。大体その辺ということは

大方わかるんですけど、ちょっとわかりやすく説明いただけませんか。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 私のほうから説明させていただきます。

まず、現在の新治団地の場所なんですけども、①、②、③という表記がありますけど、その道路を挟んで、この地図でいくと右側に住宅が並んでいますけど、ここに新しい住宅が建っております。①、②の路線に関する部分を1区画、それから③の路線に関する分で1区画ということで、2区画に分けて売却のほうを進めてまいりまして、現在、③の部分の区画についてのみ売却が終わっておるという状況でございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） わかりました。なら、この①、②がまだ売れてない土地ということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それから、この図面は新しい新治団地の図面じゃないんですね。前の図面ですね。だからわかりにくいんですね。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） わかりづらくて申しわけないんですけども、前の図面でないと路線のほう表記が出てまいりませんので、こういう形になっております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで議案第18号から第19号までの質疑を終わります。

次に、議案第22号うきは市長岩公園交流促進センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） それでは、議案書の14ページのほうをお開きください。

議案第22号うきは市長岩公園交流促進センターの指定管理者の指定について。

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

1、指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市長岩公園交流促進センター。

2、指定管理者に指定する者、うきは市吉井町1366番地1、特定非営利活動法人うきはの

あん。

3、指定する期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日までです。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） この指定管理者に管理を行わせる施設ということで、私、昨年度いろんなことでいろいろ質問しましたが、選定基準はどういうふうな基準になっているのかと。また、これの事業計画書、それと以前した方の前任者はどうなっているのか。以上、3点について説明をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） まず、選定基準の御質問でございますけれども、選定に当たりましては、事前に事業計画書を出していただきまして、そちらのほうですね、審査をさせていただくことになっております。業務の範囲でございますが、この交流センターの運営及び管理業務に関すること、交流センター内のレストランの運営並びに管理業務に関すること、こういう交流センターの利用に関すること、交流センターの利用に係る料金の收受等に関すること、こういったことを勘案しまして、こういったものにふさわしい提案をいただいた方を選定させていただいております。

次に、事業計画につきましては、ちょっと口頭で御説明させていただきたいと思っておりますけれども、うきはのあんこのほうから提案がございましたのは、山間部でも回遊性を高めるような、要は観光客等を山間部の中で回遊させるような拠点づくりというものの提案がございました。運営の柱としましては6つほどございまして、1つはウキティビティーという、要はアクティビティーの拠点にするというものでございます。2つ目が、アウトドアアイテムを販売したりするような、そういう販売のお店をします。3つ目が、そういうカフェ、地元の農家さんやお店とコラボしたカフェメニューを提供する。4つ目が、周辺の飲食店や市内のショップを集めたマルシェを開催する。5つ目が、映画祭や音響・照明と自然を活用したイベントを企画すると。6つ目が、域外の企業さんをお呼びして、研修場所としての活用を促進したいと。大まかに、その6点でございました。

以前に入居されていた方、3つ目の御質問につきましては、一応この指定管理を行う際に情報提供を行っておりますが、指定管理のほうには手を挙げられなかったということまで承知しております。そこまでしか承知しておりません。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 10番、佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 今、口頭で説明がありましたけど、後でもいいから、一応、今の言うたことの報告書をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 後で、うきはブランド推進課のほうにお越しいただければ、御説明差し上げたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 10番、佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 私たちが行かんでも、持ってきてくださいということをおとすおるとですよ。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） ちょっと分量的に大変量が多うございますので、閲覧ということで対応させていただきたいと思っています。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ちょっと関連も含みますけど、とにかく閲覧に供するというような話でございましたが、前回はそうですね、幾つかの指定管理ありましたけども、一連の資料を提出いただきました。これは文教の関係でありましたけどですね、うちの委員会の関係でありましたから、その経過について全て出していただきました。そういう質問だろうというふうに思うんですが。

というのが、ここに決まったのは、うきはのあんというNPOというふうにあります。先般の政経懇話会で、いいお話を、計画を聞かせていただきました。これが、所管は総務産業委員会の所管になると思うんですけど、この事業展開の内容は、文教に、教育面に非常にかかわっている大きな、うきはとして望ましい事業体の1つでありますから、その辺も関係がありますから、この資料については、私たちが共有したいということで。別に何もかも出せということじゃなくて、事業の概要がわかるようなですね。それから、その辺の費用の問題等々も含めて、可能な限り文教の委員にも提出、御恵与いただきたいということだろうと思います。私も同感でありますから、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） おっしゃることはよくわかるんですが、プロポーザルで審査をする場合と幾つかの事業者から手が挙がりまして、事業計画ということでパワーポイント等で説明をされますので、結構カラーで分厚い資料になってまいります。そういった資料を全て議員の皆様方に個別に資料としてお渡しするべきなのか、それとも先ほど閲覧にというのは、議会のほうにお持ちをさせていただいた上で、議員の皆さんに見ていただけるような形をとれたらいいの

かなというふうに思っているところです。一旦、よかったらそれを見ていただいて、その後どうしてもそういった資料が個別に必要なだということであれば、また改めて御提案なりをさせていただいて対応を検討させていただければと思っておるところです。

○議長（**櫛川 正男君**） 一、二枚ぐらいにまとめられたような資料は出されないの、概要といったの。どういったことをするという、概要だけでいいでしょう。

13番、江藤議員。

○議員（**13番 江藤 芳光君**） 立場上、わかります。この間、政経懇話会で市長も市長公室長も出ておられましたが、あのときのじゃないということはわかるんですよ。あくまでも指定管理を受ける関係資料になりますからですね。パワーポイントであそこはやりましたけど、パワーポイントの資料を政経懇話会で私たちはいただいておりますが、それじゃないと思いますけど。あとは費用の関係とか、事業の展開あたりの一覧表ぐらいのところは出せないということなんですか。パワーポイントも、これだけプレゼンテーションの関係を全てじゃなくして、うきはのあんに属する、これはもう事実上、これ可決すれば、もう、うきはのあんということで指定管理決定するんでしょから、そのうきはのあんにかかわる事業計画なり重立った事業展開なり、それをいただければいいと思うんですが。そんなに難しい話なんですか。

○議長（**櫛川 正男君**） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（**中野昭一郎君**） そうしましたら、こちらのほうで必要な部分と思われる部分を判断した上で御提出をさせていただいて、また不足があるようであれば御意見をいただければと思います。

○議長（**櫛川 正男君**） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（**5番 竹永 茂美君**） ここで議決するには、何ら資料がないのにお願ひしますと言われて、はいと言うわけにはいかないと思いますので、今言われた幾つかの選考基準、それから事業計画、それから指定管理料、その分についてやはり資料を出していただいた後、採決をするというわけにはいかないのでしょうか。

○議長（**櫛川 正男君**） いやいや、付託事項よ。

○議員（**5番 竹永 茂美君**） わかりました。済みませんでした。じゃあ、付託をしていただきたいと思います。

○議長（**櫛川 正男君**） 出すそうでございます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号うきは市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議

題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 総務課の田箆でございます。よろしくお願いいたします。

議案書15ページでございます。

議案第23号うきは市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略いたします。

次のページ、16ページをお開き願いたいと思います。

うきは市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この条例は、平成16年8月1日施行されました改正地方公務員法において、全ての地方公共団体が人事行政の公平性及び透明性を確保するため、職員の任用、給与及び勤務条件等に関する事項を公表しなければならない旨、法律上、義務づけられましたことから、具体的な公表の時期や内容、方法等について定めようとするものでございます。

本市では、これまでも職員給与、定員管理等の状況や人事評価の活用状況を公表してきたところではございますが、今回の条例制定により、新たに職員の勤務時間、その他の勤務条件や分限及び懲戒処分の状況、服務及び職員研修等の状況のほか、職員の福祉及び利益の保護の状況等についても、市広報やインターネット等を利用して公表しようとするものでございます。

条例の内容について説明をさせていただきます。

本条例につきましては、全8条をもって構成されており、第1条の趣旨では、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めることとし、第2条は、各任命権者が毎年9月末日までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営状況を報告しなければならないことを定めております。

第3条では、任命権者が報告しなければならない事項として、職員の任免及び職員数の状況など11項目を定めております。

第4条は、公平委員会が、毎年9月末日までに、前年度の業務の状況を報告しなければならないこととし、第5条では、勤務条件に関する措置の要求の状況など、公平委員会が報告しなければならない2項目を定めております。

17ページの第6条でございます。第6条では公表の時期を、第7条では公表の方法を、最後に第8条は市長への委任について定めております。

なお、附則については、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、本条例の制定に当たりましては、制定の根拠となる地方公務員法が改正されました平成16年8月1日以降の早い時期に行うべきでございましたが、条例制定を今までしてこなかった

ことについては大変反省をしているところでございます。今後、このようなことがないように努めてまいります。

提案理由の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 別の会議で指摘はいたしておりました。それで、14年間にわたって法の委任を、もう実態上はずっと続けておったということで実質は問題ないんですけど、これ何で気づいたかだけを教えてください。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 代表監査委員の指摘をいただきまして気づいたような状況でございました。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

これは、うきは市人事行政ということで、内容は市の職員のことが書いてありますが、これは、うきは市に勤める教職員は対象となるのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 学校の先生を言われているのかと思いますけど、県職となりますので、この条例の対象にはなりません。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 農林振興課の松尾でございます。

議案書、18ページをお開きください。

議案第24号うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について。

次のページ、19ページ以降、条例案について掲載をしております。

昨日の一般質問にも出ましたが、今回、新たに整備します、うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの管理及び利用に当たっての留意事項等について定めるものでございます。このセンターにつきましては、昨日の答弁にもありましたように、農産物ほか地域資源及び未利用農産物を有効活用して付加価値を高め、うきはブランド化の推進、農業・商工業者等の所得の増大、そして地域産業の振興に寄与するために整備するものでございます。

第3条以降、利用関係についての掲載をさせていただいております。

それから20ページ、第10条におきまして、原状回復義務ということで、施設が食品を扱うものでございますので、食品衛生をきちんとしなければなりません。利用に当たっての原状回復を確実にしていただくということで出させていただいております。

それから21ページ、この施設の運営に際しましては、指定管理者を置くことができるというふうに定めております。指定管理者が行う業務につきましては、6次化センターの管理及び運営に関する事、それから6次化センターにおける加工機器等の操作指導に関する事、それから3点目に6次化センターの利用後の室内及び機器に関する清掃点検に関する事、その他としまして市長が定める業務に関する事というふうなうたっておるところでございます。

それから、利用料につきましては、建築工事費、それから機器購入費の減価償却費を基礎に、利用時間数、1時間当たりの利用料を算出してきたところでございます。その額を市外者使用料としまして、市内利用者につきましては、掲載のとおり低額の計画でございます。事前に、佐賀県鹿島市の海道しるべという施設を視察に行きまして、その関係についてもいろいろ調査をしましたところ、市内利用者については100円から200円の間で設定をされておりまして、やっぱり高くて利用がしにくいよりも安く多くの方に利用される施設を目指そうということで、市内利用者については低額で設定をしておるところでございます。半日程度の利用として、冷暖房と合わせれば800円から1,000円ぐらいの金額になるというふうに考えております。将来的に品物が――加工品等できまして、それが間接的に地域の産業の振興につながっていけばという思いでございます。

それから、23ページの備考のところ、原状回復する時間が少し長目にかかるんじゃないかということで、その部分については、使用料については除かせていただくようなところで設定をさせていただいております。

また、延長した場合については、1時間当たりの金額を加算していくということで予定をしております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、佐藤議員。



○議員（3番 佐藤 裕宣君） きのうちですね、この6次化センターについて一般質問をさせていただきました。ちょっと曖昧なところもあるので、またこの場で質問をさせていただきます。

まず、第1条の「地域産業の振興を図るため、農業団体等と連携して」とあります。私が、農業団体として頭に浮かぶのは、やはりJAにじでございます。JAにじのほうに連携を持ちかけたら断られたという話も聞いておりますが、その情報が誤ったものであれば、この場で否定をしてください。そうでなければ、なぜ断られたのかということをお尋ねいたします。

それから、この第2条、位置についてでございますが、ここは放課後デイサービス、ういずあつふるに以前売却した土地を、そこに建てるということでございますが、どうしてよその敷地に建てるのかという疑問がございます。その点と、あと、よその敷地を借りるのであれば借地料が発生すると思います。借地料は幾らなのか、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 今、御質問の1点目、農業団体等と連携してということでございます。JAにじにつきましては、これ当初からずっといろいろ協議をさせていただいております。協議の中で、農協としても農家の所得増大のために、加工品を研究したり加工品をつくることについては重要だという認識でいらっしゃいます。それで、かかわらないとかじゃなくて、この施設については連携をしていくということございまして、当初、運営の中での話として、農協としては収入を目的とする事業でないと、なかなか理解が得られないということで、運営についてはなかなか困難であるというふうな、運営の主体としてですね、なるのはなかなか困難であるというふうな御意向がございます。

ただ、事業そのものについては、例えば原材料の供給であったり、各農協が組織されております各部会とかの利用とか、それから販売についても直売所等持っていらっしゃいますので、そういったところの——試験販売を含めた品物の提供とか、そういったものについては農協のほうも御協力いただけるというふうにご考えております。

それから、売却先ということで、一応予定地をアリーナ東側のアップルキッズというところに設定しております。地理的な条件としては、中心地になるというふうなことがあって、バイパス等も近いので利便性が高いんじゃないかというふうなことが1点と、当初予定しておりましたところでは、下水道の接続が200メートルぐらい、それも高低差のついた中であると費用的にも相当かかるというのが1つの判断材料でございます。現在地は、もう目の前に下水道が通っておりますので、もう接続費としては安価で済むというふうなことも検討材料にさせていただきました。

それから、借地料の関係につきましては、あそこがエフコープ本体からアップルキッズが月額8万円でお借りをされているそうです。あそこの全体面積が約4反ほどあるんですけども、今回

の施設の専有面積が約600平米ぐらいということで、全体の15%程度になるわけですが、この借料の算定に当たってエフコープのほうと協議する中で、8万円の10分の1程度でどうだろうかということで、月額8,000円という金額に、600平米全部で8,000円というふうな借地料の設定をさせていただいております。

○議長（**櫛川 正男君**） 3番、佐藤議員。

○議員（**3番 佐藤 裕宣君**） 農協との連携についてはわかりました。ぜひ、農協としっかりした連携を組んでやっていただきたいというふうに思います。

それから、月額の8,000円というのは、ちょっとえらい安いような気がするんですが。これ、アップルさんのほうも営利企業なんで、何かの見返りがあるんじゃないとか、そういうふうな思いがあるんですけども、何かそういうのはないわけですね。

それから、済みません、第11条の、これ「施設又は設備・機器を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない」とありますね。それから、「ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、これを減額し、又は免除する」と。このやむを得ない事情というのは、具体的にどういったことを想定しているのかという質問と、それから第16条の指定管理者。市長の施政方針の中に中村学園のことが出てきますが、この指定管理者は中村学園と捉えていいのか、それとも、そうでなければ中村学園はどういった役割を担うのか、そういったことをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（**櫛川 正男君**） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（**松尾 正和君**） 借料の8,000円につきましては、こちら側がそれにしてくれということでもないし、見返りとかを求められているわけでもないというふうに理解をしております。

ただ、エフコープについては物流もやられておりますので、将来的に品物ができて、トマトの栽培も上古賀でやられておりますから、物流も毎日のように行っておりますから、そういった中で加工品ができ上がって、物流のほうに乗せて、こちら側からも乗せていただくようなことも出てくるかもしれませんので、そこら辺はお互い、いい効果が出てくるようになるように進めていきたいというふうに思っております。

それから、損害賠償のことでございますけども、機器を利用するに当たって、事前に準備期間から含めて操作のやり方については説明会等をやって、例えばこの機械にどのぐらいのものが使える、例えば大きさとかですね、いうふうなものもあろうかと思えます。そこら辺を詳しく説明しながら、過剰な負荷がかからないようにはしていただきたいと思いますが、通常は使いよって、通常の利用で正規のとおり使いよって、もし故障したときについては、そこら辺はやむを得ないような判断になるんじゃないかというふうに考えております。

それから、中村学園の関係については、指定管理者に手を挙げてくることはないと思いますけども、食品のいろんな科学的な分析とか、それから加工品づくりについてのノウハウも持っていらっしゃる学校でございます。そういう面については、例えば加工品のアドバイザー的なこととか、それから品質管理室での操作指導とか、やり方とか、そういったものを中村学園のほうの御教示をいただいて、そして例えば1つの商品でもきちっとした品質表示ができるような形で御協力をいただこうというふうな現在の考えでございます。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 3番、佐藤議員。

○議員（**3番 佐藤 裕宣君**） わかりました。

誤解しないでいただきたいのは、きのうから私、あれこれ、この問題に質問しておりますけど、決してけちをつけるわけではなくて、ぜひこれは成功していただきたいと、うきは市の農家の方々のためにも成功していただきたいという思いで質問をさせてもらっていることだけ御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（**13番 江藤 芳光君**） 大変期待する事業でございますが、内容について、今、佐藤議員からもあります。総務産業のほうも、しっかりこれは御議論いただくだらうと思いますが、一応、文教でありますので、関心がありますので、幾つかお尋ねをさせていただきたいと思います。

さっき、土地の話がありました。ちょっと関連で、結果としてJAの選果場の場所がだめになって、ここになってしまったという位置関係も非常に残念な思いがするんですが、JAと一体、きのうからも質問をかなり現実的にやられて、内容もよく勉強しているなと思ったんですが。例えば、この話とはちょっと大きく離れますが、いわゆる筑後川温泉の老人ホームちかぜも、一番古川の、あの中から一番西の夕日が見えるちかぜを売却をしましたですね。今、大石の皆さん、なぜあそこを市が売ったのかという話が、かわまちづくりの議論をするたびに話が盛り上がってきます。これと類するような話までいかないにしても、そんな感じで家賃まで払ってという話に究極なってしまったのは、ちょっと残念な気がしますけど、それをどうこうということではございません。

それでお聞きしたいのは、まず、今この施設、建物を建設中です。間違いなく、まずは間に合うのかどうかというのを確認させていただきたいというふうに思います。

それから、今から指定管理に、条文がここに規定されておりますが、指定管理は今からの話だというふうに思いますし、まだ新年度予算に上がっているわけでもないように、まだぱらっとしか見ていませんから。どういう業態なり、指定管理、今、中村学園は取らないでしようかという

課長のあれもありましたけど、恐らくならんだろうと思いますが、どういう業態の方に指定管理をお願いしたいという想定をしているのか、まずそのあたりからお尋ねをさせていただきます。

まずは2点、お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 工事の完了については、3月末で完了できるというふうに見込んでおります。

それから、指定管理者、運営体の想定につきましては、やっぱり加工品づくりに、例えば実績というか、実績があったり興味があったりする業者がやっぱりいいのではないかと思いますし、できれば一定の販売網を持っていらっしゃるような事業者とかが来ていただければ、もっと有効な方策が考えられるのではないかというふうに思っておりますので、そこら辺は想定というか、実際まだこちらのほうには、今からですので来ていませんので、そういった点を仕様書の中にもうたい込みながら、できるだけでき上がったものも含めて販売が広く、そして有効にできるような業者というものも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） そのような業者は当然、想定をしますけども、しかるべきいい業者のほうに管理を受けていただければというふうに思うところであります。

それで、この6次産業センターの本質の問題です。今、うきは市内の観光という産業を見た場合に、一番わかりやすく、何回も言っていますが、例えば筑後川温泉のお土産売り場を全て裏返してみますと、うきは市でつくったものは1つありません。全部、小郡とか日田、朝倉、こういうものもやはりしっかりと目指さないと、これだけうきはというものをしっかりと地方創生事業も含めてやってきて、現実は何もまだ目に見えるものはないと。そのあたりも大きな急ぐべき、この6次産業化と連携する事業だというふうに思うんですよ。そういうものをしっかりと築いていくことは、これは、所管は松尾課長でしょうけど、これはもうブランドほか関係する事業ですから、その辺はこの議案が松尾課長の所管であるというだけでありまして、これをどう成功させるかということについては、これはうきは市が総じてやっていかないと事業は成功しないであろうと思います。

加えて、今度新しく観光協会が解散をして外貨を稼ぐ法人になるということは、臨時総会で決定しております。これも大きく主体的にかかわっていく事業ですよ。そういう意味合いを持ちますから、これは絶対成功せないかんという思いでやっているところでございます。

それでもう一つは、三春工業団地に森永食研が進出いただいております。そのかわりも、ぜひ中村学園ともどもにお願いしたいし、これはもう大変な流通を持っていますから、その辺も当然考えられていると思いますが、この6次産業の条例制定に当たって、もう事前の中でそういう

ふうな中村学園なり森永食研なり、そういう水面下の話も含めてどういう対応をしてきたのかをここで教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 議員おっしゃるとおり、この6次化センターにつきましては、副市長をヘッドとしまして、うきはブランド推進課、農林振興課ともに、条例の制定にかけて、その後の販路拡大をどうやっていくかとか、そういったところも含めて協議をさせていただいておるところでございます。

その中で、御質問のありました中村学園との関係性につきましては、先ほど松尾課長より答弁差し上げましたとおり、こちらの利用者にとって、いろんな各種の食品をつくってきた加工品の分析とか、そういう味覚システムの利用とか品質管理のやり方とか、そういったところについていろんなところで御教示を仰ぎたい、そういう関係をつくっていきたいと思っておりますし、中村学園の担当者とも定期的に協議をさせていただいておるところでございます。

また、森永食研でございますが、森永社長が時々うきはのほうにも参られますので、そのたびにこの6次化センターの話は差し上げております。森永食研さんとしましても、自社でいろんな加工機器を備えておりますので、そのあたりで何か連携ができればというお話をいただいております。ただ、差し当たって、森永さんも自社の加工機器の立ち上げに関して、今、注力をしている状況でございますので、こういった事業が進むときには森永食研のいろんな知見というのもかりて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ぜひ進めていただきたいし、また総務産業委員会のほうでも具体的にぜひお願いをしたいと思っております。

最後に、3回目でございますので、こういうものについては、ぜひ広報紙あたりなりで広報もしていくと思うんですね。だから単なる広報じゃなくて、やはり掘り起こす意味合いを持って、市民はもとよりですけども、広くそういうものの活用を深めていくPRというのが大事だと思いますので、その辺をどう考えているのか、考えていくのか、最後にお尋ねをしたいと思っております。

もう一つ、実は備品の資料もいただいております。それで、樋口課長にはちょっとお尋ねはしとったんですが、私は農商工観光連携の推進事業で、怡土市長時代から、オリーブ、それからツバキ、今回から補助がなくなるということで、いろいろ市長にもお願いを個人的にした経緯もありますが。例えば、私はオリーブじゃなくてツバキのほうを耕作放棄地にならないように、今、生育を順調にして一定の収穫を得るようになりました。ただ、約1反つくっておりますが、ことしやっと50キロ近くのツバキの実がとれて、ツバキ部会を通して一応出荷をしました。ところが、収益は1万6,600円程度です。ほんとスズメの涙です。今後どうしていくのかというこ

ともあって広がらないのだろうと思うんですけど。ただ、このツバキ油の非常に高価なあれは味わえます。現品をいただくようにしていますから。

そういうことで、オリーブ油はもう非常にブランド的に売れているという、前議員の藤田会長からの個人的な話も、前、明確に聞いております。それで申し上げたいのは、この油の搾油の機械ですね。そんなに大きな機械じゃなくても、オリーブの生産量、ツバキもその程度はやっぱりブランド志向の中でここにに入れてほしい。確かに、そら専用でないと清掃が難しいという話は聞きました。ここまでブランド的な植樹をさせてここまでやっぱり育てきているのは事実なんですよね。70業者ぐらいの方が、組合にオリーブもツバキも入っています。そのあたりは切り捨てずに、生かして行って、より皆さんに農産物のブランド的なものの生産を、皆さんに、おお、それはという、誘引させていくような事業展開も切り捨てずにお願ひしたいと思いますが、その考えはもうありますか。していただく方向で検討いただけますか、可能な方向で。それだけはちょっと聞きたいと思っておりましたので。以上、2点で終わらせていただきます。PRと機材の件。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） まず、1点目の市民への周知関係については、利用を広く求めていくためにも確実にやっていきたいと考えておりますし、アプローチ期間も設けておりますので、その中で操作説明会とか、それから加工品の実際のデモとか、そういったものもやっていきながら利用者の確保に努めていきたいというふうに考えております。

それから、搾油機については、今回の当初の備品購入については入っておりません。今、議員おっしゃるように、今、搾油については市外の加工業者のほうに御依頼をされている状況というふうに聞いております。なかなか加工室とかで清潔を保つ中で、いろんな端材といいますか、残材が出てくることも心配をしておりますけども、御意見については、今後、検討させていただきたいと思います。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ちょっと1点だけお尋ねします。

先ほど御説明の中で、第19条ですかね、利用料金について御説明がありました。設備減価償却をベースにして利用料金を設定していると伺いました。そこでお尋ねですけども、今回、設備をされる際のそれぞれの機材の償却年数、総額と年数、それから、どのぐらいの利用点数とか、利用回数というんですかね、見込んでいるのかを、わかるように御説明いただけたらありがたいと思うんですけど。

○議長（榎川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 使用料の算定に当たりました根拠としまして、現段階の工事費ということで算出しております。施設整備費が8,683万2,000円、耐用年数24年で計算しております。それから、機具整備につきましては3,184万9,000円、食品関係の耐用年数10年ということで算出根拠を出しております。それから、年間で、個人もグループもあると思いますけども、120ぐらいのグループ数でたしか算定をしていたと思います。それで利用計画といいますか、収支計画等も算出しております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 2点、お尋ねいたします。

1点目は、この事業開始というのはいつごろを予定されているのか。施設については、先ほど3月末には。（発言する者あり）失礼しました。それが7月ということになると、それだけの指定管理も終わるといふふうに考えていいのかということでお尋ねします。

それから2点目は、指定管理料は幾らということで、それは先ほど言いました24年間もう上がらないと考えてよろしいのでしょうか。

以上、2点です。

○議長（櫛川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 運営体が決定して開始するには、7月のめどとして考えております。その前、3カ月間については、アプローチ期間ということで、不足するものを準備、それから先ほども申しあげましたような操作機器の説明会、それからデモ、実際につくってみて試してみるというようなことで、そういったスケジュールを考えておるところでございます。

管理料については、一応今回、債務負担行為も含めて御提案を予算書の中にもお示しさせていただいておりますけども、将来的にどこまでその金額でいくのかについては、経済的な変動もいろいろあるかと思っておりますので、そこら辺は随時、状況を見ながら変化することはあろうかというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 今回、この条例が制定されて、いろんな試行錯誤、機器の使い方の説明会等はなされると思いますが、7月までにその指定管理をされる方の見通しがあるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 運営主体については、公募によるプロポーザルをお願いしながら事業体の選定は進めていきたいというふうに思っております。現段階でどうこうというのは把握しておりません。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。10番、佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 市長に伺いたいんですが、業者の選定はどういうふうな考え方を持っているのか。それと、この17条の（4）で、その他市長が定める業務に関するということ、何を想定しているのかなというふうなことを思っているのか。その2点。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 業者というのは指定管理者のことですか。

指定管理者につきましては公募で行いますので、全国公募になりますので、どこから上がってくるか、ちょっと今のところは、予定はしておりませんが、幾つかこういった事業をやっているということをお尋ねになってきているところはございます。ただ、そこが実際に公募されてくるかどうかわかりませんので、今のところ、先ほど農林振興課長が申し上げましたように未定でございます。

それから、第17条の4のその他市長が定める業務と申しますのは、1番から3番まで一応明記してございますけれども、基本的にその他というふうにこうやって決めるときには、（1）、（2）、（3）に類するものということで、全く違うものを想定してというのは当然考えておりません。この類するもので、ここに掲げてないものという解釈をしていただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。10時40分より再開します。

午前10時27分休憩

-----  
午前10時39分再開

○議長（櫛川 正男君） 議案質疑を再開します。

次に、議案第25号うきは市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 議案書の24ページをお開きください。

議案第25号うきは市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律



第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について。議案の朗読は省略させていただきます。

25ページをお開きください。

国の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づきまして、昨今、工場立地法における緑地面積率等に関する特例措置というものが設けられました。うきは市としまして、今後、企業のより一層の投資を図るということで、今般、整備をしております久留米・うきは工業団地にこの緑地面積の特例を適用したいというふうに考えておりまして、この条例を上程させていただいております。

現状の緑地面積について簡単に御説明をさせていただきます。現在、工場立地法に基づきまして、緑地面積、一定面積、敷地面積9,000平米以上、建築面積3,000平米以上を超える立地企業におきましては、緑地面積が100分の20以上、環境施設面積、これ環境施設というとなかなかわかりにくいと思うんですが、例えばグラウンドとか噴水とか、何というんですかね、下がコンクリートで芝生が生えている駐車場とかあると思うんですが、そういったものを環境施設と申します。こういう環境施設面積を含む緑地面積が100分の25となっております。つまり25%以上は、そういう面積を設けなさいよというのが工場立地法の基準、規制がございます。

今回の条例制定の狙いとしては、この緑地面積の規制を緩和することによりまして、今後うきは市側に立地する企業にとって団地内の緑地面積100分の25というものを軽減することによって、その分こういった団地内に工場等の施設を増設、建設することが可能になりまして、今、国が地域未来投資法という法律で求めています、より一層の生産性向上を含めて設備投資を喚起するということによって、地方自治体によっても税収や雇用の面で利点が増すということが期待されております。

具体的に条文を見ていただきたいんですが、25ページの第3条、この条例を適用する区域というものの中に、甲種区域、乙種区域というところがございます。この甲種というものが、住宅・工業の用に供されているという区域でございます。乙種は、主として工業の用に供されている区域ということでございます。

今般のうきは市の久留米・うきは工業団地の2区画につきまして、この近隣の久留米市等の自治体の事例、状況を参考としまして、この甲種、住宅・工業の用に供されている区域というものにさせていただけないかという条例の改正でございます。これによりまして、従来の工場立地法の規制に基づきましては、緑地面積を25%確保しないといけないというのが環境面積も含めて15%以上ということになります。その分、立地する企業にとっては、設備投資が期待できるというようなことでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 趣旨は理解できました。確認だけさせてください。

第2条の定義で、1の重点促進区域、それから2号の甲種区域と3号の乙種区域。先ほどありました、これ面積で9,000平米以上、3,000平米以上、ちょっとわかりやすく概要を、もう一回わかりやすくお願いできますか。面積だけなのか、甲と乙のですね。

それから、先ほど説明がありました甲種区域でいくと、この緑化の面積が本来、法律では100分の22が100分の10、1割でいいんですよと。そして環境施設の面積が、どうなんですかね、100分の25が15以上に緩和されると。もう一回、ちょっとわかりやすく教えてください。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 御質問の最初にありました甲種、乙種についてでございますが、先ほど申し上げました9,000、3,000の話は、現状の工場立地法に基づいて25%以上、環境施設を含む緑地面積が25%以上にしないといけないものの基準でございます。

甲種、乙種につきましては、もう一度御説明しますが、甲種は住宅・工業の用に供されている区域というふうに定義をされております。乙種は、主としては工業用の用に供されている区域ということでございます。簡単に言いますと、甲の場合は、少し周辺に住宅があるような、ただ主として工業用地みたいなイメージです。乙種としては、そういう、余り住宅が周りにもうほとんどなくて、ほとんど工業団地地域みたいな、そういう地域でございますので、この条例の案の中でも、乙種のほうが緑地の面積の緩和率が高いようなことになっております。ただ、久留米・うきは工業用地につきまして、周辺の自治体等の現状を確認しましたら、住宅が全くないわけでもないの、これは甲というふうにさせていただきたいということでございます。

それと済みません、この第3条の甲種区域の表を見ながら御説明を差し上げますと、従来の工場立地法でいきますと、この甲種区域の右側の緑地の面積の敷地面積に対する割合というのが、従来の規制であれば20というものを今回10にすると。その右の環境施設の面積の敷地面積に対する割合というものを25という規制を15以上というふうに下げると。

ちょっとこの条文がえらいわかりにくいんですが、環境施設の面積の敷地面積に対する割合というものの中に環境施設と緑地面積というものが両方含まれているということでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 私は理解できましたが、わかりやすい資料がありましたら配付

をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 国のほうで説明会等で配られている資料でございますが、後ほど配付させていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。10番、佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） この分で、緑地という言葉が出るわけでございますが、この緑地についての定義かな、そういうのはどういうものかということを知りたいわけですが。ただ、緑地帯は草だけでいいのか、木ばかり植えていいのか、何というのか、あるだろうと思うんです。緑地という言葉の定義を教えてください。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 緑地については、芝生であったり、先ほどおっしゃいました灌木というか、木が生えているでございましたり、何らかのそういう緑というか、そういったものであると把握しております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） よくわかりませんので、簡単に考えれば、25%以上の緑地の部分を15%ないし10%に減らす条例というふうに捉えていいのでしょうか。せっかく、うきはが自然豊かなというところで、25%の緑地があったほうが企業としてのイメージも高まると思うのですが、そのように理解してよろしいのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） もう一度繰り返させていただきますが、現行の工場立地法の規制では、環境施設と緑地面積というものを25%つくりなさいという規制がございますが、それを今回条例を制定しまして、25を環境施設と緑地を含めて15に下げるというようなことでございます。環境の確保というものも非常に重要であるということは承知しておりますが、今般、国がやはり生産性革命というものの中で、これだけ人材不足というものもございまして、そういったものを勘案しまして、より一層、企業に設備投資を促すという趣旨の立法でありまして、最低限の緑地面積は確保しながらも、より一層、企業の投資を喚起したいという、この両方のせめぎ合いの中で、これぐらいの割合というふうなことで地方自治体のほうに示されているものと理解しております。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） ということは、仮に福岡県内の各自治体の判断によると思います。この25%を15%に賛成するところもあれば、やはり自然豊かなところに企業を誘致したいということで、25%を維持するところもあるというふうな考えてよろしいのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） ちょっとほかの自治体で、どのような具体的な緑地面積の割合というものが、今、出されているかというものは承知しておりませんが、こういってことで、どこの自治体も議会に諮らせていただいているということだと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 福祉事務所、梶原でございます。

議案書、35ページをお願いいたします。

議案第29号うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次のページ、36ページをお願いいたします。新旧対照表は8ページでございます。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加えるということでございます。

放課後児童クラブの支援員になるためには、所定の研修を修了しなければなりません。支援員になりますためのその研修を受ける前提条件を緩和するものでございます。学校教育法の規定による大学におきまして、所定の学科を修めて卒業した者だけでなく、前期課程のみ修了した者も研修を受けることが可能としたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号うきは市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） 人権・同和対策室、松岡でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の37ページをお願いいたします。

議案第30号うきは市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案の朗読は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。そちらに改正条文を記載しております。あわせて、新旧対照表は9ページをごらんください。

この改正は、平成28年に施行されました人権に関する3つの法律であります部落差別の解消の推進に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律にうたわれている地方公共団体の責務等について、うきは市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例に明記をするものでございます。今回、第5条に相談体制の充実、第6条に教育及び啓発の充実、第4条2項に実態調査などの責務等をきちんと市の条例に明記し整理をすることで、部落差別を初め障害者、外国人への差別等、あらゆる差別の解消と市民一人一人の人権が大切にされるまちづくりを、より一層推進していくものでございます。

提案は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 全協のときも聞いたかもしれんばってん、あらゆるというとはどういう差別が想定されるとですかね。なかなか、私、ここを理解し切らんばってん、あらゆるとか。

○議長（櫛川 正男君） 松岡人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） あらゆる差別というものの想定ということでございますが、現在、日本では17の差別課題があるとされております。こちらの部分に書いております、障害者に対する差別、本邦外出身者に対する差別、女性差別、LGBTとか、そういう課題が17あるとされております。そういうものを想定しております。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） だったら、資料で出してくれんやろか。

○議長（櫛川 正男君） 松岡人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） はい、資料を御準備いたします。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。4番、野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 済みません、1点だけ確認したいと思ひまして。

第7条の部分ですけど、「市は、あらゆる差別の撤廃と」とあった前に、「市は、部落差別をはじめ」という、あえてここに「部落差別をはじめ」ということを入れた、何かこれは上位の法令の中でそういうふうになったものか、それとも何かそういった部落差別ということをもたこ

でわざわざ入れたその背景なり、何か理由がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 松岡人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） 同対審答申でも、部落差別を人権課題のまず第1に上げるということで上がっておりますし、うきは市の人権教育啓発基本計画におきましても、まず第一に施策の1番目に上げているのが同和問題でございます。ですので、「部落問題をはじめ」というような文言を入れさせていただきました。

○議長（櫛川 正男君） ほかに。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点、ちょっと条例とは関係ないんですけど、この部落差別、それからあらゆる差別ということで、うきは市の実態が何かわかるのであれば、そういった資料をいただきたいと思います。研修はよく行ってるんですけど、実際に、うきは市であっている事例やら余り聞いたことありませんから、そういった実態がわかるものがあれば資料としていただきたいと思います。また、ありましたら、その対応をどうされているのか、市としてどうされているのかということまでいただければ、お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 松岡人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） 資料と対応について御用意させていただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第34号うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
議案の朗読は省略します。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 議案書の63ページをお願いいたします。

議案第34号うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次のページ、64ページからが改正条文になっておりますが、本年10月からの消費税増税に伴いまして所要の改正を行うものでございます。新旧対照表のほうは、41ページから45ページになります。

ここで新旧対照表の訂正をお願いしたいと思います。45ページ、左側の改正案の1項目めの一般家庭ごみ類収集の部分でございます。「大ポリ袋」と記載をしている部分を「指定袋（大）」をお願いしたいと思います。それから、「小ポリ袋」と記載をしている部分を「指定袋（小）」に訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんが、よろしく願いをいたします。

それでは、説明を続けさせていただきます。

地方公共団体が行います一定の事務に係る役務の提供につきましては、消費税法第6条の規定により非課税ということになっております。具体的には、許可であるとか証明、公文書の交付手数料などがこれに当たってまいります。したがって、課税対象となりますのが、し尿処理。新旧対照表では43ページの上から5項目めと45ページの先ほど訂正をしていただきました一般家庭ごみ類収集及びその下の廃タイヤ回収について改正を行うものになっております。そのうち、し尿処理と廃タイヤ回収の手数料につきましては、消費税増税分を転嫁するするものでございます。

なお、し尿処理手数料につきましては、収集をしたし尿をうきは久留米環境施設組合で処理をしている関係から、久留米市と単価を合わせているところでございまして、円単位で10円未満を切り捨て処理しない円単位までの金額で料金設定をさせていただいております。

それから、一般家庭ごみ類収集につきましては、うきは市環境審議会からのごみ袋の料金改定の答申を受けまして、抜本的に料金の見直しを行いまして、大を30円、小を20円に改定をする内容になっております。

条例の施行日は、平成31年10月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第35号うきは市スポーツアイランド条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課の井上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議案書は、きょう別紙でお配りいたしました議案書の66ページでございます。新旧対照表につきましては、46ページをお願いいたします。

議案書につきましては、文言が漏れておりまして、大変申しわけありませんでした。また、新旧対照表の46ページにおきましても、多目的グラウンドの照明料、下線が引っ張っているところが2カ所ございますけれども、「1列当たり」と加入をお願いいたしたいと思っております。

では、議案第35号うきは市スポーツアイランド条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略させていただきます。

内容につきましては、第1条につきましては、スポーツアイランドの多目的グラウンドに夜間照明を設置いたしましたので、その照明料を設定するものでございます。照明料の算出根拠といたしましては、消費電力掛け電気料金単価掛け照明のランプの個数で計算した1時間当たりの消費電力に維持管理費を加えております。市民の皆様のニーズに合わせて広く利用していただくため、料金を2段階に分けて設定しております。1列当たりが340円、2列で全部点灯となりまして680円と設定しております。市外料金につきましては、市内料金の1.5倍としております。施行期日は平成31年4月1日でございます。

第2条につきましては、消費税増税による改正でございます。施行期日は平成31年10月1日としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第36号うきは市吉井体育センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 議案書の69ページをお願いいたします。

議案第36号うきは市吉井体育センター条例の一部を改正する条例の制定でございます。朗読は省略させていただきます。

内容につきましては、第1条につきまして、生涯学習センターの解体に伴いまして、吉井グラウンドに夜間照明をつけておりますが、撤去するために照明料を削除するものでございます。現在、吉井グラウンドの電気配線は生涯学習センターと接続しておりますが、生涯学習センターの解体に伴いまして、現在建設中のるり色ふるさと館に接続することが必要となります。その接続の変更には、配線の改修、また操作盤、動力盤の新規取り付けなどが必要となりまして、費用として330万円ほどかかる見込みとなっております。スポーツアイランドの夜間照明の設置をいたしましたので、吉井グラウンドの照明の老朽化等も伴いまして、今回、生涯学習センターの解体と同時に撤去するようにしておりますのでございます。施行期日は平成31年4月1日でございます。

第2条につきましては、消費税増税による改正でございます。施行期日は平成31年10月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。



○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 建物は別として、グラウンドとか野外ですね、グラウンド、野球場あたりは、料金設定は面積でしようというわけですかね。

それと、このテニスコート見た場合に、どこか違うとったな。スポーツアイランドと、こっちの吉井のほうは、何か料金が違いますが。一緒かな、50円と200円、違うとったと思うばってん。その辺をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） まず、第1点の質問は、グラウンドと野球場ですか、グラウンドの平米当たりということでしょうか。吉井のグラウンドに設置しておりますものは水銀灯でございまして、それで設定したときの料金というのは、今ちょっと算出根拠としてはわかりませんが、同じ料金として、スポーツアイランドのほうでは1列当たりで使っていただければ金額的には同じになると思っております。（発言する者あり）はい。あっ、使用料ですね。済みません。グラウンドそのものの使用料。吉井グラウンドそのものの使用料ですね。は現行どおりとしておりますけども、その設定につきましては、平成20年に一律で全体の体育施設の見直しを行っておりますので、そのときにグラウンドの使用料として設定しているものでございます。

それから、テニスコートにつきましては、スポーツアイランドのテニスコートは芝も整備しておりますので、使い勝手としてはとてもいいのではないかと考えております。吉井グラウンドにありますテニスコートといたしましては、趣味、娯楽、それからちょっとした健康という形で使っていただくという形で、施設そのものの整備のぐあいが違いますので、この設定料金とさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 芝を張るとのと張っておらんとの差が出るとということですかね、テニスコートは。

それとグラウンドは、確かに私も関係しとったですかねと思うばってんか。これを見ると、スポーツアイランド、ソフトボール、1時間410円。吉井の何ですか、これは吉井グラウンド、これ200円。それが面積で違うのかということをお聞きしております。野球場は確かに広いけなかなと思うばってん、その料金の基礎になる部分、算定はやっぱり面積ということですかね。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 面積というよりも、グラウンドとして使うという料金で同じにさせていただきますものと思っております。吉井のグラウンドの使用料金は200円、それからスポーツアイランドの使用料金も、グラウンドは200円でございます。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 確かに料金は必要かと思いますが、これ1時間当たりですよ、全部。ということは、やっぱり野球、仮に試合するにしても、2時間とか3時間とかかかる場合があります。物すごい料金になるとですね、これ。そいけん、もう1回貸したら、この料金じゃされんとですか、この辺は。何かスポーツを推進するに当たり、やっぱり普通のグラウンドが、確かに無料じゃ、後のあれもあろうばってんか、もうちょっと上げることばかりじゃのうして、下げることも考えられんのですか。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 議員が言われる意見もありますが、どちらかという利用者負担でもう少し料金を上げるべきではないかというような御意見もあるところです。私どもとしては、極力、文化施設にしろ体育施設にしろ、市民の利用を今以上にふやしていきたいというふうに思っていますので、基本的には料金は上げなくていいなら上げない分で継続していきたいというふうに思っています。ただ、やっぱり一般的な、例えば先ほど御質問があったグラウンドと野球場になってくると、野球場はやっぱり毎年、土を入れかえたり、それなりの費用もかかってまいりますので、ある程度の料金設定は必要になるのではないかなというふうに思っていますし、近隣と比較しても決して高い金額ではないと思います。そういうことも含めて、現状維持でお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今度、吉井の体育センターのほうは照明を切らすということで、ちょっと教えていただきたいんですけど、夜間に使用されていたスポーツクラブというのは、スポーツクラブと言っていいのか、利用者はどういった形態の人がおられるのか教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 現在、吉井のグラウンドで使用していただいているところは、体協の陸上部が週に3回、それからサッカーのチームで、一般のチームですけども週に2回、それからもう1チームのサッカーのチームが週に1回利用していただいております。

○議長（櫛川 正男君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 多分に想定すると、スポーツアイランドのほうに照明をつけられたということで、グラウンドのほうにですね。そういった陸上、サッカーの、これ子供たちもいるんですかね。が行くと思うんですけど、グラウンド利用が終わって消えたとき、あそこ駐車場のとこあんまり、暗いんですよ。そういったところの防犯上の措置やらというのは、ちょっとこの条例とは離れますけど、利用する上で、中央公民館というか、吉井体育センターは民家に

近いところであって、比較的人目のつくところなんですけど、アイランドになると子供たちが夜間利用したときに、そういった防犯上の対策はどうなのかというのがちょっと考えられますので、そういったところ何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 先ほど言いました体協陸上部については、小学生の方に利用していただいております。小学生ですので、夜間は必ず保護者の送迎ということになっておりますので、その分は心配はないと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 犯罪性やらではなくて、そこで転んだとか負傷したやらという危険性が、足元が真っ暗やったら発生するんじゃないかなろうかと思ってですね。当然、保護者も、夜間ですから付き添いはあろうと思っているんですけど、事故防止の観点でちょっと質問させてもらったところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） スポーツアイランドとかには管理人さんがいらっしゃいますので、照明のつけたり消したりというのも、皆様が安全に帰られてから消すようにしておるものがございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。7番、鍵水議員。

○議員（7番 鍵水 英一君） ちょっとお伺いしますがね、この規定の日がちですけど、2月の21日かな、副市長から工事の延期が、5月31日となっております。ただ、この間に足場を壊して、この体育館に入れるような状況になるのかな。これ4月1日からということなんで。これ、例えば5月31日とか6月1日とかに変更されるのかな。実際、もう延期が決まったんでしょう。そして、この10月1日ですけど、これ解体は予定入ってますが、これもまだ工期わかんないでしょう。この資料自体は、2月21日前につくったと思うんですよ。その後に協議して考えるとかということはないんですかね。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習センターの解体に伴いまして、こちらは一緒に撤去するものがございますので、りり色ふるさと館ができて、その後に解体という運びになる予定でございます。それで支障があるとは思っておりません。（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第37号うきは市大春トリムセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを

議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 議案書の72ページをお願いいたします。

議案第37号うきは市大春トリムセンター条例の一部を改正する条例の制定について。議案の朗読は省略させていただきます。新旧対照表は50ページになります。

第1条につきましては、位置の改正でございます。これにつきましては、所在地に誤りがあつたため、山北783番地の後に「69」を入れるものでございます。施行期日は平成31年4月1日でございます。

第2条につきましては、消費税増税による改正でございます。施行期日は平成31年10月1日としております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） それでは、議案書74ページでございます。また、新旧対照表につきましては52ページとなっております。

議案第38号うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

まず、前段で、今回の料金改定に伴います経過を説明させていただきたいと思っております。

今回の料金改定の検討につきましては、うきは市下水道等事業推進審議会におきまして審議をいただいたところでございます。審議会におきましては、下水道事業である公共下水道使用料、農業集落排水施設の使用料、浄化槽施設の使用料並びにうきは市の専用水道使用料と簡易水道使用料について、現状に即した適正な使用料体系を設定することを目的として審議会にて審議をいただいたところでございます。

審議会に当たりましては、10名の委員で審議をお願いしたところでございます。審議会の構成につきましては、使用者の代表、有識者、それから自治協議会のほうからの選考とさせていただいたところでございます。

現在、下水道事業につきましては、平成7年度以降、段階的に整備拡大を行いまして、平成

29年度では下水道処理区域内の整備率は98%に達し、ほぼ概成の域に達しておるところでございます。また、水洗化率につきましては98%に達しており、公共下水道、農集、浄化槽での処理につきましては、多くの家庭で下水処理を行っており、通常、市民の日常生活に直結した必要不可欠な事業となっておるところでございます。

今回の審議に当たりましては、消費税の増税により市民の負担がふえるということ、それとともに料金の改定については慎重に審議がなされたところでございます。会議におきまして、現在下水道事業、水道事業の収支状況を精査し、汚水処理や施設維持にかかる経費も、普及率にあわせ事業費全体に大きなウェートを占めるようになってきております。また、将来の施設の補修及び更新を迎えることも現実課題としておるところでございます。

現在、この特別会計の収支状況においては、使用料と一般会計からの繰入金による運営を余儀なくされておるところでございます。また、平成32年の4月から複式簿記による企業会計を導入しなければならず、一層の独立採算制が求められていることとなります。

今回の使用料値上げについては、公営企業経営の将来的な安定を確保するため、最小限の使用料負担をお願いするという審議会委員全員の意見となっております。また、担当課に対しましては、維持管理の節減に努め、特に屋部処理場並びに農集高田・今泉の農業集落排水施設の統合については、課題はあるものの、関係機関と協議を重ね、前倒しの統合に努めるようというふうな意見も出されておるところでございます。

それから、本日、追加資料のほうを配付させていただいております。2月1日にお渡しをいたしておりました専用水道及び簡易水道の増加率の記載がしておりませんので、本日、配付をさせていただいておるところでございます。

それでは、説明につきましては、新旧対照表の52ページをお願いいたします。

まず、新旧対照表の13条2でございます。下線の部分、「756円」を「770円」に改正するものでございます。これにつきましては、浄化槽は公共下水道で整備できない地域で市が設置する浄化槽でございます。浄化槽につきましては、構造上、タンク内に空気を送るというブロアーの設置がされておるところでございます。このブロアーは24時間エアを送っております。なおかつ、このブロアーを運転する電気につきましては、各家庭のほうから電気を利用させていただいておるところで、今回この電気料として770円を減額しておるところでございます。これは従前から減額をしております。改正前756円の税抜き額700円に対しまして税込み額に改正をするものでございます。

続きまして、下段の表でございます。こちらにつきましては、10人槽以上の料金改定でございます。こちらにつきましては、10人槽を基本として税抜き500円増額をさせていただき7,810円とし、11人槽以上の分につきましては、今回、均衡のとれた価格で加算した額で

改定をさせていただいておるところでございます。

議案書のほうに戻りますけれども、附則の分でございます。施行期日、平成31年10月1日から施行。消費税に係る附則の案件でございます。

現在、合併浄化槽につきましては、市内436基を完了しておるところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 議長にお願いですけど、今のは浄化槽ですね、農業排水、それから下水道、それぞれ関連がありますから一括でお願いしたいんですが。それぞれでやりますか。同じ内容です。

○議長（櫛川 正男君） 議運のほうでは1つずつということでしたが（「いや、それはお聞きしておりましたが、皆さんが」と呼ぶ者あり）内容が若干違いますので、混乱するといけませんから、このとおりさせていただきたいと思います。

まず、うきは市浄化槽施設等の整備に関する質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） あと2つの議案が、内容が少々違いますけど、出てきます。それで、この料金改定のほうですね、消費税じゃなくて料金改定のほうの審議会の答申、これ見送ったのが、答申書もいただいておまして、またあの答申の内容、今回はまた違ってると思うんですけど。それで前の答申書が、なぜこの金額に、小幅だったが、金額を改定したのかという理由がない答申書であることを記憶しています。申し上げたいのは、答申書は今回はいただけないのかということの、その辺の確認でございますが、まずそれからお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 大変申しわけございません。今回、答申をいただいた案件につきましては、資料のほうを提出させていただきます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号うきは市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書、76ページでございます。

議案第39号うきは市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

新旧対照表は53ページでございます。議案書、次ページをお願いいたします。説明につきましては、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

別表第2でございます。まず、家事用の世帯割及び世帯人員割につきましては、それぞれ税抜き100円の増額を行い、税額1,210円と880円、人員割でございますが、こちらのほうに改正をするものでございます。

それから、事業用Aでございますが、こちらにつきましては基本料金、税抜き200円の増額で税込み2,508円とし、人員割額につきましては税抜き50円の増額で税込み627円に改正でございます。

その下でございますが、事業所Bにつきましては、水道メーター検針による料金の体系でございます。基本料金は、現行料金1,728円の原価1,600円に消費税増税分のみとする上乗せをしております。使用水量につきましては、10立米から100立米までの区分においては現行の原価に10円増額し、100立米以上については現行原価に対し消費税分の増額に改正するものでございます。

併用Aにつきましては、これは住宅兼事業所等の形態でございますが、こちらにつきましては家事用及び事業用Aの世帯割、それから世帯人員割並びに人員割額をそのまま適用しておるところでございます。

併用Bについては、水道メーター検針による料金でございます。家事用及び事業用のBの改定額をそのまま適用させていただいておるところでございます。

一番下段でございますけれども、公民館等用につきましては、こちらにつきましては税抜き原価に約10%の増額をお願いするところでございます。それに加えて消費税増税分を加算しておるものでございます。

議案書78ページに戻りますけれども、附則の部分でございます。第1条の施行期日につきましては、消費税に関する附則。それから2でございますが、こちらにつきましては、水道メーターの検針による附則を記載しておるところでございます。

説明は以上になります。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。6番、岩淵議員。

○議員（**6番 岩淵 和明君**） さっきのところからずっと関連するんであれなんですけど。それぞれの別表に掲げておられる、今回の場合であれば家事用A、Bとかある。この後もあるんですけども、それぞれの世帯数がわかる資料があったら、対象となる世帯ですね、どの程度影響があるのかということがちょっとはかり知れない。数値の世界だけなんで、どの程度、量の問題があるだろうと思いますので、その辺の資料を準備して御提出いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今回、料金改定でございますので、御指摘の資料につきましては、精査をいたしまして配付できるように準備をいたします。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号うきは市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書79ページでございます。また、新旧対照表は54ページになるところです。

議案第40号うきは市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

次ページ並びに新旧対照表54ページを御参照願いたいと思います。

今回の下水道条例の料金の体系につきましては、前号、第39号の料金改定表をそのまま踏襲している案件でございます。並びに、附則につきましても、前段の第39号の議案と同じ内容でございます。

説明のほうは以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

公共下水道につきましては、先ほどの審議会で多分審議され、その書類、答申書が提出されるということではありますが、何点かお尋ねいたします。

1点目は、毎年毎年、億単位の繰出金がなされておると思います。その点について、審議会ではどのような審議がなされたのか。

2点目、下水道の整備は完了したということとあわせて改修費等の問題が出てくると思いますが、その点について同じく審議会ではどのようなことが審議されたのか。

それから最後ですが、トータル的な赤字の額が莫大な金額だと思えますが、その返還予定あるいは返還計画についての論議あるいは見直し等がなされたのか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） まず、それぞれの会計の繰出金の話でございます。この繰出金につきましては、当然、審議会の中でも検討材料として審議をいただいたところでございます。



この一般会計からの繰出金、これにつきましては基準内繰り入れ、それから基準外ということで、法的に国が認めるそれぞれの会計に一般会計から助成をする金額というのを認められたところもございます。ただ、今回、32年4月からの公営企業会計にいきますと、当然、独立採算制がうたわれてくるところでございます。

そうする中で、今回の審議に当たりまして、現段階での一般会計からの繰出金を提示いたしまして、現在の収支状況等も十分検討をしていただいたところでございます。当然、一般会計からの繰出金につきましては、下水道施設の整備費、これに伴います元金償還については、当然、一般会計からでも繰り出しができる。ただ、設備の維持管理については、当然、収支をもって計上しなければならないということが基本原則でございます。

現在、先ほども説明いたしましたように、整備については98%という概成を見ております。当然、今までの工事費については借り入れをしております、その償還は今後あるわけでございます。ピークとしては、37年ぐらいをピークに償還を経ていくわけでございますけれども、そういった償還がございまして、ただし、この償還については、一般会計からの繰り入れも認められているというような状況で、そういったもろもろの一般会計繰り入れの状況、それから各会計ごとの状況を同時に審査していただいたところでございます。

それから、当然2040年には、大きな補修といいますか、維持改修費も当然必要になってくるわけでございます。そうした財源確保のためにも、今後はそういったことを頭に入れて、財政的な計画を立てなければならないということで、ことし、31年の当初予算にもありますけれども、ストックマネジメント委託料ということで、今後の維持管理計画を立てることによりまして、将来の財政的な負担の平準化を図るというところ。なおかつ、そのストックマネジメント計画を立てることによりまして、そういった維持工事については国の補助がついてくるというようなことで、そういった形で将来の下水道特会事業の予算の組み立てといたしますか、そういったところを審議会の中でも検討していただいたところでございまして、今回の料金改定。

ただし、今回の料金改定を行ったからといたしまして、すぐに経営が正常化されるかというところ、それはちょっと厳しいところもございまして、ただ、32年4月、公営企業会計になってきますと、そういった特別会計、一体的な会計の周知ということになってくるということで、下水道事業につきましては、やはり利用者が多うございます。現在の接続件数8,600件を超えるような件数でございまして、こちらに対する料金の収入は、それなりに上がってきておりますけれども、将来の維持管理に対する経費というものも考えておかなければならないということで、今回の料金改定を検討していただいております。

それと、浄化槽等につきましては、若干の費用負担、市の負担というのは、将来的にも見込まれるところもございまして、3つの下水道会計を全て審議会のほうでそれぞれ検討してい

ただいて、今回の料金改定に至ったというところでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 先ほど、ごみ袋代が20円が30円ということで、50%の増ということで、これは割合でいけば非常に高い。ただ、金額的に言えば安いから、そちらを上げて、逆にこれからの子供や孫の時代に負債を残すこの公共下水道については、審議会が32年の公会計のことは頭にあるとしても、もちろん値上げしないほうがいいとは思いますが、このままいったら公会計の時点では大変なことにもなりますし、先ほど大規模改修も予想されるということであれば、やはり段階的に、もう少し将来の見通しを出して上げていくべきではないかなと思いますが、その辺の資料も先ほどの審議会の資料の中に含まれているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 審議会におきましては、将来のシミュレーション等の推移表をもって審議をいただいておりますので、審議会の資料としてございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号うきは市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） それでは、議案書82ページ、それから新旧対照表につきましては55、56ページに記載をしております。

議案第41号うきは市の簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定でございます。

簡易水道につきましては、現在、吉井町の鷹取、富永給水施設で上水の給水を行っております。現在の給水人口は629人、239世帯と浮羽究真館高校への給水を行っております。

今回の料金改定でございますけれども、平成29年度の維持管理費に対する使用料の割合を見ますと93%ということで、こちらについては高い使用料の率になっておりますけれども、審議会の中では、今後ある程度の維持改修費の発生も予測され、なおかつ独立採算制を確立する上では、今回、料金改定についてはやむを得ないものというふうな判断の中から、今回の料金改定に移ったところでございます。

新旧対照表の第22条の料金でございますけれども、家庭用の10立方メートルまで、税込み

料金を195円増額いたしまして1,375円といたします。超過料金につきましては、40円増額いたしまして140円にするものでございます。また、浮羽究真館高校への給水も行っておりまして、この学校用につきましては、税込み料金を1,240円増額いたしまして8,800円。超過料金につきましては、負担軽減のために20円を増額いたしまして70円とするものでございます。

それからまた、学校教育法の一部を改正する法律の施行が平成31年4月1日に施行され、短期大学の教育機関に専門職学校が含まれることにより、新旧対照表の中段、第7章、布設工事監督者及び布設工事監督者の資格、第38条の3、下線部分に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」の文言を追加及び下段のほうでございまして、「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を追加するものでございます。

それから、水道法令の改正によりまして、技術士法試験選択科目の統合が行われております。条文には、第38条の8、下線部分「水道環境」、この選択科目を今回、削除するものでございます。

それから、次のページでございまして、水道技術管理者の資格、第39条の2及び4の下線部分におきましても、学校教育法の改正に伴い、専門職大学規定を新たに追加するものでございます。

それから、議案書のほうに戻りまして、附則でございまして、この条例につきましては、平成31年4月1日から施行する。ただし、消費税案件については31年10月1日から施行する。

経過措置につきましては、消費税に係る措置として記載をしているところでございます。

説明は以上でございまして。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員(13番 江藤 芳光君) それでは、今、御説明をいただきました簡易水道の料金の値上げでございまして、10トンに対して1,375円、それから1立方、超過料金が140円と学校用がそれぞれ上がります。それで平均使用量で、家庭で言えば、1家庭がどれだけの金額アップするのか、それはきちんと出しておかんと、やっぱり学校もしかりですけど、それ出しておられましたらひとつ答弁をいただきたいと思っております。

○議長(櫛川 正男君) 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長(江島 高治君) 今、各家庭での負担増の御質問でございまして、ちょっと各家庭の負担のほうは、今のところまだ出しておりませんが、30年度における専用水道の見込み額でございまして、今、933万8,000円を予定しておりまして、今回、料金改定をいたしますと、32年度の予想で1,127万6,000円を想定しておりますところでございまして。ア

ップ率といたしまして193万8,000円を今回の料金改定で使用料として増額する予定でございます。

各家庭ごとにと申しますと、やはり使用水量がそれぞれまちまちでございます。1人世帯、2人世帯、大人数の世帯ということで、当然、使用水量が変わってくるものですから、現在、一月、現行2,180円の使用料のお支払いの家庭につきましては595円ほどの一月の値上げになるというふうなところでちょっと試算をしておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） やっぱり料金値上げで、前年度、いわゆるこの現料金において、やっぱり一定の住民の方に理解しやすい、一般の家庭なり、その辺の平均値の数字が一番、一般の方はすぐぴんとくるんですよね。これだけ上がったら、毎月どげんなるとのとか、年間どげんなるとのというようなことになりますから、今まだ十分その辺が把握できてないようでございますので、総務産業のほうで、これは付託になるんですね。それまでに出すということをお願いいたします。でないと、なかなか審査を、私がもし総務産業ならば、すぐその辺で当然お聞きしたいと思っておりますので、皆さんもそうじゃないかなと思っておりますので、その提出をお願いしたいと思っております。議長、よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの資料につきましては、早急に準備をしたいと思っております。あわせて、今回の料金改定につきましては、実質消費税の時期が10月1日というふうに言われております。今回、3月議会のほうで承認を受けるようになれば、当然4月からは市民の方に周知をやっていかなければならないというふうを考えております。やはりそこで、今、議員言われますように、具体的に各家庭に対してどれだけ上がるのかというふうなところは、細かな資料等をつくりまして、広報等につなげていきたいというふうを考えておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書84ページ並びに新旧対照表は57ページ、58ページでございます。

議案第42号は、うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定でございます。次

ページのほうに、今回の改正部分を記載しておるところでございます。

説明のほうは、新旧対照表のほうでさせていただきます。

第10条の料金でございますけれども、10立方メートルまでの税込み料金195円を増額いたしまして1,375円、超過料金につきましては40円増額いたしまして140円とするものでございます。こちらについては、簡易水道家事用の料金と整合性を図っておるところでございます。

それから、学校教育法の一部を改正する法律の施行について、短期大学の教育機関に専門職学校が含まれることにより、新旧対照表、水道技術管理者の資格第18条の2並びに4の下線部分の文言を追加するものでございます。

議案書85ページの附則の部分でございます。この条例につきましては、31年4月1日から施行する。ただし、消費税の関係につきましては31年10月1日から施行する。

経過措置につきましては、簡易水道の附則と同じものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。13時20分より再開します。

午前11時59分休憩

午後1時20分再開

○議長（櫛川 正男君） 議案質疑を再開します。

次に、議案第2号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。

なお、財源組み替えのみの項につきましては、質疑のみ行います。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） それでは、平成30年度補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第2号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第7号）。

平成30年度うきは市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,831万

7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億4,479万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、7ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正でございます。追加分として、次の13件を計上しております。

最初に、2款1項総務管理費の電子計算処理費でございます。新元号に対応したシステム改修委託料として442万8,000円及びるり色ふるさと館及び西別館のネットワーク設定委託料として276万5,000円、合計で719万3,000円を繰り越すものでございます。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳費でございます。個人番号カード発行に係る地方公共団体情報システム機構負担金につきまして302万7,000円を繰り越すものでございます。全額が国庫補助金で賄われるもので、当該補助金の繰り越し通知に伴うものでございます。

次に、3款1項社会福祉費の介護保険事業でございます。福岡県介護保険広域連合うきは・大刀洗支部が、西別館からるり色ふるさと館へ移転するための費用69万4,000円を繰り越すものでございます。

次に、6款1項農業費の県営土地改良事業でございます。県営事業の工事進捗遅延に伴いまして、市の用地購入費及び測量設計委託料578万4,000円を繰り越すものでございます。

次に、8款2項道路橋りょう費の道路維持費でございます。地元関係機関との協議に時間を要したことから、市道2路線及び1橋りょうの工事費6,098万8,000円を繰り越すものでございます。

次に、8款2項道路橋りょう費の一般道路新設改良事業でございます。地権者との協議に時間を要したことにより、市道7路線の道路改良舗装工事等8,906万3,000円を繰り越すものでございます。

次に、8款2項道路橋りょう費の辺地道路整備事業でございます。保安林改良協議、地権者との協議に時間を要したことから、市道三寺払・つづら線道路改良工事と市道小間坊・女子尾線の山瀬橋かけかえ工事等4,592万4,000円を繰り越すものでございます。

次に、8款3項河川費の河川改良費であります。地権者との協議に時間を要したことから、市営河川赤尾川の改修工事費1,176万円を繰り越すものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

9款1項消防費の防災対策費であります。総合防災マップ更新業務委託料370万5,000円を繰り越すものであります。福岡県が県内市町村の取りまとめを行いまして、社会資本整備総合交付金を申請しているものですが、交付決定のおくれによりまして繰り越しが必要になったものでございます。

次に、10款1項教育総務費の教育委員会事務局費であります。現在の生涯学習センターから西別館へ移転するための費用46万1,000円を繰り越すものになっております。

次に、10款1項教育総務費の教育センター費であります。移転先であります西別館に設置する教育センターの備品購入費につきましても75万9,000円を繰り越すものでございます。

次に、10款4項社会教育費の生涯学習センター建設費です。鋼材納入のおくれに伴う工期延長のため、工事費等6億5,051万5,000円を繰り越すものでございます。

最後に、11款2項公共土木施設災害復旧費の現年発生公共土木施設災害復旧事業でございます。地権者との協議に時間を要したことから、市道2路線及び市営河川2カ所の工事費として1,907万6,000円を繰り越すものでございます。

2の変更分としては、2件を計上しております。

まず、2款1項総務管理費の庁舎管理費です。12月補正予算に西別館の空調改修工事費等として5,223万7,000円の繰り越しを計上させていただきました。今回、るり色ふるさと館の工期延長に伴います西別館の内部改修工事費850万円の繰り越しも必要になりましたので、庁舎営繕工事費として6,073万7,000円に変更をするものでございます。

次に、10款2項小学校費の小学校営繕費になります。同じく12月の補正予算で、小学校空調設備設置工事費として2億6,997万2,000円の繰り越しを計上していたものでございます。今回、歳出予算に工事費不足分として2,152万4,000円を追加計上しておりますので、これを加えまして限度額を2億9,149万6,000円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

変更分として、保育所等整備事業費補助金（幼稚園分）1件を計上しております。12月補正予算では、30年度の歳出予算に2,533万8,000円を計上した上で、平成31年度の債務負担行為限度額分といたしまして5,912万5,000円を計上しておったところでございます。今回、歳出予算を2,449万4,000円減額をして、同額を平成31年度の債務負担行為限度額に増額をするというものでございます。工事の着工が年度末になることが見込まれたことから、

県とも協議の上、平成30年度と平成31年度の支出割合を変更したのになっております。

次に、第4表、地方債補正でございます。追加分1件、変更分2件を計上しております。

追加分は、農林水産業施設災害復旧事業で、限度額は1,750万円になります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

変更分は、いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

合併特例事業は、6,840万円を増額して限度額を14億8,300万円とするものになっております。

学校教育施設等整備事業は、3,160万円を減額して限度額を1億8,810万円とするものでございます。

増減の内容につきましては、歳入、21款市債のところで説明をさせていただきます。

以上になります

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 質疑じゃありませんが、要望でございます。

ただいま説明の7ページから8ページの繰越明許費の補正、これを執行科目の内訳で、いつも一覧表をいただいていたと思いますが、提出願えますでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 6月の議会で、繰り越しが決定した分を報告させていただく際に明細は出しておりますが、この時点では特に明細等は出しておりませんので、そういう対応をさせていただければと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） そうだったというふうに思います。これだけちょっと年度末で多いものですから、ここに款項の議決科目ですから、ちょっと大きいから、何々等とありますから、ほとんどどの部分かというのを予算の説明書を見ても把握ができないかなと思つての。あれは6月出してるのは、どういう意味で6月だったのですかね。よかったら、ちょっと確認の意味で。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 今の時点では、繰越明許費の限度額を設定させていただいてるだけですので、実際、決算が終わりまして、実際の繰越額というのを正式に報告をさせていただきます。その際に明細をつけて出しているということになります。（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ちょっと教えていただきたいと思つています。私も繰越明許費という



のを、予算書をもってずっと。トータルでいくと全部で17億円ぐらいになるんですね。今回、一番最初からするとですね。それが次の年に事業が行われると考えておけばよろしいんですね。今年度の、今、予算があったのが、トータルが178億云々ということで、その10%は繰り越しをしているという考えでよろしいですかね。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 議員、お見込みのとおりで結構です。

○議長（櫛川 正男君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） そうした場合、先ほどから、31年10月から消費税が10%になるやらというのは、これには影響しないのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 例えば工事費でありますならば、ことしの3月いっぱいまでに契約をしたものというのは、工事の完了がことしの11月、消費税増税後になっても8%のままということになりますので、これらについては影響はないというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。  
総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 総務課の田籠でございます。

補正予算書25ページをお願いいたします。

2款1項2目文書広報費でございます。76万9,000円の減額補正でございます。主な理由といたしましては、11節需用費の印刷製本費47万8,000円の減額でございますが、こちらにつきましては広報紙「広報うきは」印刷製本に係る入札減によるものでございます。その他につきましては、「明治150年」関連施策推進事業に係る決算見込みによる減額補正でございます。

次に、2款1項5目庁舎管理費でございます。171万1,000円の減額補正でございます。14節使用料及び賃借料の電話機借上料でございますが、本年度、本庁舎、西別館を初めとして電話機をリースによる更新を行っております。当初は7月からのリース開始をと考えておりましたが、施設間の連携の方法の検討とか、あと新生涯学習センター——るり色ふるさと館でございますけど、建設の進捗の状況等により、更新の時期がおくれたことにより予算額が生じたことで減額補正を行うものでございます。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 7目財政調整基金費、25節積立金600万円でございます。

うきは藤波発電所の売電収入の一部を地域振興基金に積み立てるものでございます。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 8目企画費、8節報償費、9節旅費、13節委託料、合計40万円の減額補正でございます。こちらにつきましては、当初、国土交通省の地域空き家・空き地等の利活用等に関するモデル事業補助金を申請しておりまして、100万円の申請をしておりましたが、交付決定額が60万円であったための減額補正となっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 課長は所管を述べてください。

○税務課長（山崎 秀幸君） 税務課の山崎でございます。

2款1項15目諸費、23節償還金、利子及び割引料71万3,000円。過年度過誤納還付金及び還付加算金が当初想定よりふえてきたため、予算不足となるため補正をお願いするものでございます。当初予定よりふえてきたということでございます。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課、井上でございます。

16目、359万4,000円の減額のうち、パソコン講習会委託料29万4,000円の減額でございます。内容といたしましては、市民大学のパソコン講習会の委託料として、事業執行残額を減額するものでございます。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） うきはブランド推進課でございます。

同じく16目です。13節委託料、インターネット予約環境システム構築委託料300万円の減額補正でございます。また、インターネット予約環境システム保守委託料30万円の減額補正でございます。こちらは、地方創生事業として進めております「うきは」まるごとサテライトワーク事業の中で、うきは市にあります遊休施設の各種施設を域外の企業等にわかりやすく予約をしてもらうためのシステム構築を目指しておりましたが、事業を開始して、来年度、31年度にさまざまな企業に、うきはの空き家というか、遊休施設のほうにいろいろ来ていただいて実証していただく予定になっておりますので、その後、そういった区画割りというか、活用可能となった施設を精査した後に、この予約環境システムを構築したほうが効果的であると判断しましたため減額補正をさせていただいております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 済みません、ちょっと聞き漏らしたと思います。2款1項2目の文書広報費の中の、今年度の1つの「明治150年」の事業は、当初予算からほぼ半額、これは小塩のほうに委託しておったと思うんですが、もう一回説明をお願いしたいと思うんですが。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 今回、明治150年ということで、関連施策推進事業を行っております。まず、大きなものとしたしましては、小塩の佐藤孝三郎氏の顕彰ということで、7月に佐藤孝三郎氏にゆかりの地をめぐるツアーとか、あと佐藤孝三郎の特別展を開催させていただいております。そういう分については、小塩というんですか、浮羽まると博物館の佐藤先生のほうに委託をさせていただきまして執行したところでございます。あわせて、切手の作成をしたり、あと明治150年のリーフレットの作成等を行ったところでございます。そういうもろもろの事業を行ってきているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款2項徴税費の説明を求めます。徴収対策室長。

○徴収対策室長（白石 孝博君） 徴収対策室の白石でございます。

26ページになります。

2款2項2目賦課徴収費でございます。補正額35万円の減額補正となります。内訳としましては、4節共済費が5万円の減額、7節賃金が30万円の減額でございます。臨時職員の賃金、社会保険料を実績に合わせて2カ月分減額するものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款2項の質疑を終わります。

次に、2款4項選挙費の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 補正予算書27ページになります。

2款4項5目限上土地改良区総代総選挙費でございます。58万円の減額補正でございます。平成30年12月9日、任期満了に伴う限上土地改良区総代選挙が無投票となったことで、その執行経費が不要となり減額補正を行うものでございます。

続きまして、2款4項6目吉井第七土地改良区総代総選挙費でございます。58万円の減額補正でございます。補正理由につきましては、先ほどの5目限上土地改良区総代総選挙費と同様の理由により減額補正を行うものでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款4項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。  
市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。

28ページをお開きください。

3款1項2目国民年金事務費32万4,000円の減額補正でございます。こちらにつきましては、システム改修の執行残の不用額を減額するものでございます。

次に、3目老人福祉費2,419万6,000円の減額補正でございます。こちらにつきましては、後期高齢者療養給付費負担金につきまして、通知により減額をするものでございます。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） 次に、人権・同和対策室、松岡でございます。

5目人権・同和対策費、補正額42万円の減額補正でございます。内訳といたしまして、9節旅費21万6,000円の減額補正、12節役務費20万4,000円の減額補正。それぞれ実績見込みにより減額をするものでございます。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。

次に、6目重度障害者医療対策費、補正額499万4,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして、12節役務費9万円の減額、20節扶助費600万円の減額補正、23節償還金、利子及び割引料109万6,000円の増額補正でございます。こちらのほう、審査事務手数料と医療費につきましては実績見込みにより減額をするものでございますが、23節の償還金、利子及び割引料につきましては、5年間の公費医療における高額療養費の調査を実施いたしまして、重度障害者医療費として2分の1の県補助金を受けていた分を返還するものでございます。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 福祉事務所、梶原です。

7目障害者対策費、20節扶助費2,251万6,000円の増額補正でございます。内訳としまして、障害者福祉サービス費等2,241万6,000円の増、日常生活用具給付費10万円の増でございます。障害者福祉サービス費等につきましては、グループホームへの入所者の増加や就労支援事業所の開設が進みまして利用者が増加したことによるものでございます。日常生活用具給付費につきましては、主にストーマ、これは人工肛門の方の蓄便、蓄尿袋でございます。ストーマ関係の給付の増加によるものでございます。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

続きまして、8目介護保険対策費、19節、県介護保険広域連合負担金332万4,000円

の減額でございます。福岡県介護保険広域連合負担金の額の確定により減額補正を行うものでございます。

続きまして、9目地域支援事業費、まず7節、110万円の減額でございます。嘱託職員として雇用いたしておりました主任介護支援専門員が病気療養のため休職いたしました10月から1月まで、4カ月分の賃金及び時間外手当について減額を行うものでございます。

続きまして、23節償還金、利子及び割引料62万2,000円の増額でございます。平成28年度の福岡県地域密着型施設等整備補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額を事業所の県への報告に基づきまして市のほうに納入をしていただきまして、同額を県に返還を行うものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 福祉事務所でございます。

29ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費、20節扶助費、高等技能訓練促進給付費180万円の減額補正でございます。決算見込みにより減額するものであります。

2目児童措置費、20節扶助費1,993万6,000円の減額補正でございます。内訳としまして、児童扶養手当1,099万6,000円の減、児童手当894万円の減額でございます。いずれも決算見込みにより減額をするものでございます。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。

同じく3目子ども医療対策費51万3,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、11節の需用費、12節の役務費に関しては、それぞれ13万円、29万5,000円の減額補正でございます。こちらは実績見込みにより不用額を減額するものでございます。23節償還金、利子及び割引料93万8,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、公費医療における高額療養費の5年間調査分でございます。子ども医療対策費として、2分の1の県の補助金を受けた分を返還するものでございます。

次に、4目ひとり親家庭等医療対策費395万9,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして、12節役務費、20節扶助費、それぞれ10万円、400万円の減額補正でござ

います。こちらの実績見込みにより不用分を減額するものでございます。23節償還金、利子及び割引料、こちらにつきましても公費医療における高額療養費の5年間の調査分で、2分の1の県の補助金につきましてもの返還金ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 福祉事務所です。

5目民間保育所費、19節負担金、補助及び交付金、保育所等整備事業費補助金2,449万4,000円の減額補正でございます。遊林愛児園の園舎建てかえに伴います補助金の減額です。平成30年度の工事の進捗率にあわせて減額を行うものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 福祉事務所でございます。

30ページをお願いいたします。

3款3項2目扶助費、20節扶助費900万円の減額補正でございます。内訳としまして、生活扶助費等2,000万円の減額、医療扶助費1,200万円の増額、施設事務費100万円の減額補正でございます。いずれも生活保護費の決算見込みにより調整をするものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 補正予算書31ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、まず13節委託料400万円の減額補正でございます。内訳は、ここに書いておきますとおり、妊婦一般健康診査350万円、妊婦歯科健診30万円、産婦健診20万円。いずれも決算見込みにより減額補正を行うものでございます。続きまして、20節扶助費100万円の減額補正でございます。内訳といたしましては、妊婦歯科健診15万円、産婦健診が85万円でございます。いずれも決算見込みによりの減額でございます。

続きまして、3目健康増進対策費、13節総合健診等委託料350万円の減額でございます。決算見込みにより補正を行うものでございます。

続きまして、6目食育対策費、8節報償費40万円、それから14節使用料及び賃借料27万3,000円。いずれも決算見込みにより減額を行うものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、4款2項清掃費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。

補正予算書の32ページをお開きください。

4款2項2目塵芥処理費1,080万円の減額補正でございます。内訳といたしまして、11節の需用費、こちらは消耗品費としまして収集袋ですね、ごみ袋の在庫調整により減額をさせていただくものでございます。13節の委託料80万円の減額補正でございます。こちらは、粗大ごみの収集分の委託料ということになってはいますが、こちらは粗大ごみの収集量が当初見込みより少なかったため不用分を減額するものでございます。19節負担金、補助及び交付金40万円の減額補正でございます。こちらは執行残を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。7番、鑓水議員。

○議員（7番 鑓水 英一君） 今の需用費ですかね、マイナス960万円。これは在庫整理と聞きましたが、この在庫は次年度にまた持っていくようなことはできないんですかね。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 御指摘のとおり、次年度、一応10月1日でごみ袋の改定を行うことにしておりますけれども、それまでは前のごみ袋を使うこととなりますけれども、その分につきまして、ちょっと毎年毎年、割と多目に見込んでおりましたものですので、その分を調整するためにちょっと減額というような形になったものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 今度、ごみ袋が上がりますが、これは買いだめしとったら前のままでよかとですかね。それと、上がることの市民への周知はどのようになっていますか。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 1点目の買いだめについてということでございます。一応、今

度の条例改正におきまして、経過措置として旧の分のごみ袋につきましては、平成32年3月1日まで使用できるということにはなっております。ただし、半年間しかありませんので、そちらの分については、使い切れない分についてはこちらのほうで差額分と合わせたところから交換するというような形になっておりますので、経過措置としてから一応そういう買いだめ分を防いで、入れかえを促進するためにそういうふうな経過措置を設けておるところでございます。

それともう一点、市民への周知ということでございます。一応、こちらのほうが条例の改正が今回、決議されました後、広報等により周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで4款2項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 農林振興課でございます。

33ページをお願いします。

6款1項8目農地費、13節委託料100万円の減額でございます。これは、屋形地区におきまして水路改修を計画しておりますが、その測量設計の発注によります予算残額を減額するものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 34ページをお願いします。

6款2項3目治山事業費162万6,000円の減額補正でございます。これは、福岡県治山林道協会負担金の額の確定により残額を減額するものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の説明を求めます。住環境建設課長。



○住環境建設課長（江島 高治君） 予算書35ページでございます。

8款1項1目土木総務費、補正額180万円の減額でございます。内訳といたしましては、13節の委託料、道路台帳修正委託料の業務につきまして入札残を、今回、減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑を終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 学校教育課長の権藤でございます。

37ページでございます。

10款2項1目学校管理費でございます。補正額2,152万4,000円の増額でございます。15節工事請負費、小学校空調設備設置工事費でございます。小学校空調設備設置工事費につきましては、12月に2億6,500万円の補正をさせていただいたところですが、実施設計の結果、予算が不足することにより不足額を補正するものでございます。設計額が高くなった理由ですが、高圧受電設備につきましては、当初、既存の高圧受電設備の改造で見えておりましたけれども、詳細な電力計算をすると、既存の高圧受電設備では容量が足りず、受信電力を賄えないことがわかり、高圧受電設備の新設が必要となったことによるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課の井上でございます。

10款4項1目社会教育総務費17万8,000円の減額でございます。内容といたしましては、成人式における記念品代の執行残を減額するものでございます。

次に、2目文化財保護費1,374万4,000円の減額でございます。7節賃金につきましては、緊急発掘作業員賃金を計上しておりましたが、開発行為がございませんでしたので減額するものでございます。9節及び19節につきましては、町並み環境整備事業としての改修の実施がなかったため減額するものでございます。11節需用費の印刷製本費94万8,000円の減額につきましては、文化的景観の選定申し出資料として調査報告書を作成するように文化庁より指導を受けておりましたが、現地調査により報告書は必要なしとの回答をいただきましたので、執行しておりませんので減額するものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、文化財調査におきまして緊急発掘がなかったこと及び入札により重機等の単価が下がったことにより減額するものでございます。

次に、3目芸術文化振興費110万円の減額でございます。これにつきましては、文化事業実行委員会で開催する文化事業のうち、チケットの収入増により110万円を減額するものでございます。

○人権・同和对策室長（松岡 美紀君） 人権・同和对策室、松岡でございます。

同じく、4目人権・同和教育費48万4,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして、8節の報償費、講師謝礼でございます。こちらは実績見込みによる不用額を減額させていただくものでございます。19節負担金、補助及び交付金、こちらは小・中・高等学校の奨学補助金でございます。こちらの実績見込みにより不用額を減額させていただくものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、10款5項保健体育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課の井上でございます。

39ページをお願いします。

10款5項1目保健体育総務費470万9,000円の減額でございます。内訳としまして、8節報償費、記念品代の50万円の減額及び11節需用費30万円の食糧費の減額は、市民運動会の中止による減額でございます。19節負担金、補助及び交付金390万9,000円の減額でございます。内容としましては、スポーツ事業等補助金360万9,000円の減額、スポーツ講演会、教室等の開催が230万円の減額、オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致による費用が130万9,000円の減額でございます。また、ふれあい運動広場整備事業費補助金30万円の減額でございます。スポーツ講演会、教室等の開催につきましては、講演会を予

定しておりましたが、講師との日程調整ができず開催されなかったものでございます。オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致につきましては、県と連携し誘致を行ってりましたが、今年度の誘致には至らなかったというものでございます。ふれあい運動広場につきましては、30年度に申請がなかったため減額するものでございます。

次に、10款5項2目体育施設費300万円の減額でございます。内容につきまして、13節委託料、スポーツアイランド樹木等管理委託料50万円の減額でございます。内容といたしましては、入札による執行後の残額を減額するものでございます。15節工事請負費250万円の減額でございます。内容といたしましては、スポーツアイランドの多目的グラウンド夜間照明新設工事の完了に伴い、入札執行後の残額を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款5項の質疑を終わります。

次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 農林振興課です。

40ページをお願いします。

11款1項1目農地災害復旧費1,670万円の減額補正でございます。次に、2目農業用施設災害復旧費2,900万円の減額でございます。それぞれ、災害発生後9月から12月までにおいて行われました国の災害査定を受けまして、その査定による事業費の決定により予算額を減額するものでございます。ちなみに今回の災害査定、それから増嵩申請を受けまして、農地につきましては97.1%、施設については99.6%の補助率になっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、13款諸支出金、14款予備費及び歳入については、一括しての説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 41ページをお願いします。

13款1項1目特別会計繰出金、補正額が1,608万8,000円の減額でございます。内訳は、国民健康保険事業特別会計880万1,000円の減、後期高齢者医療事業特別会計

728万7,000円の減になっております。

42ページをお願いします。

14款1項1目予備費、補正額が72万8,000円でございます。歳入歳出補正額の調整によるものになります。

次に、歳入になります。15ページをお開き願います。

12款1項1目総務費分担金、補正額が260万円の減でございます。12月補正予算で、地域情報通信基盤整備工事費を800万円減額しております。これに係る受益者分担金の減を計上しておりませんでしたので、今回、補正を行うものでございます。

16ページをお開き願います。

12款2項1目総務費負担金、補正額116万円の減でございます。限上土地改良区総代総選挙及び吉井第七土地改良区総代総選挙に係る執行経費負担金になっております。

5目災害復旧費負担金、補正額が2,785万8,000円の減でございます。農地・農業用施設災害復旧に係る事業箇所、事業費確定に伴う補正になっております。

17ページになります。

14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、補正額が1,082万8,000円になります。内訳は、国民健康保険基盤安定負担金38万円の減と自立支援事業費負担金1,120万8,000円の増でございます。自立支援事業費負担金は障害福祉サービス費に係る国の負担金になっております。2節児童福祉費負担金、補正額が1,107万2,000円の減になります。児童扶養手当費負担金370万4,000円の減、児童手当費負担金748万3,000円の減。いずれも歳出予算の減額に伴う財源補正になります。母子保健衛生費等負担金11万5,000円は、未熟児に対する医療費の国負担分で、実績見込みにより増額をするものになっております。3節生活保護等対策費負担金、補正額は675万円の減でございます。内訳として、生活扶助費等負担金1,575万円の減、医療扶助費等負担金900万円の増になっております。生活保護費に係る財源補正になっております。

続きまして、18ページになります。

14款2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金です。補正額が179万7,000円の減です。事業費の減額に伴いまして、地方創生推進交付金を財源補正するものでございます。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、補正額5万円。地域生活支援事業費補助金は、障害者対策費の日常生活用具給付費に対する補助金になります。2節児童福祉費補助金、補正額1,733万8,000円の減。内訳は、高等技能訓練促進給付費補助金48万4,000円の減、母子保健衛生費補助金52万5,000円の減、認定こども園施設整備交付金1,632万

9,000円の減になっております。いずれも歳出予算の減額に伴う財源補正になります。3節生活保護等対策費補助金、補正額262万5,000円。生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業の財源として追加内示を受け計上するものでございます。

6目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金、補正額が1,517万2,000円の減でございます。小学校空調設備設置工事等に係るブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の内示を受けて減額をするものでございます。4節社会教育費補助金、補正額が450万円の減になります。町並み保存地区保存対策費補助金の減額に伴います財源補正になってまいります。

19ページでございます。

15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、補正額は311万7,000円の減でございます。内訳は、障害者自立支援給付費負担金560万4,000円の増、国民健康保険基盤安定負担金364万2,000円の減、後期高齢者医療保険基盤安定負担金507万9,000円の減でございます。2節児童福祉費負担金、補正額が67万7,000円の減でございます。児童手当費負担金73万5,000円の減は、歳出予算の減額に伴う財源補正になります。母子保健衛生費等負担金5万8,000円は、国負担金で出ました未熟児に対する医療費の県負担分を実績見込みで増額するものになっております。

20ページになります。

15款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、補正額が226万4,000円の減になります。このうち人権・同和問題啓発事業費補助金10万2,000円の減及び重度障害者医療対策費補助金218万7,000円の減は、事業費の減額に伴います財源補正になります。地域生活支援事業費補助金2万5,000円は、日常生活用具給付費に対します補助金になります。2節児童福祉費補助金、補正額268万3,000円の減及び3節ひとり親家庭等医療対策費補助金、補正額215万2,000円の減。いずれも実績見込みによる減になります。

3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金、補正額33万7,000円の減でございます。事業費の減額に伴います食育推進事業補助金の減になります。

8目教育費県補助金、3節保健体育費補助金、補正額65万4,000円の減です。キャンプ地誘致推進事業費補助金は、スポーツ事業等補助金の減額に伴います財源補正になっております。

10目1節農林水産業施設災害復旧費補助金、補正額2,765万1,000円の減でございます。及び、2節農林水産業農地災害復旧費補助金、補正額1,560万円の減につきましては、事業費確定に伴います減になっております。

21ページでございます。

16款2項1目不動産売払収入、1節土地建物売払収入、補正額が1,929万円。新治団地

跡地の売払収入になっております。

22ページをごらんください。

18款2項1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、補正額1億100万円の減でございます。財政調整基金からの繰入額を減額するものでございます。

23ページ、20款5項1目1節雑入、補正額221万2,000円です。光ケーブル工事地元負担金88万7,000円につきましては、小塩地区で発生をしました火災による光ケーブル損傷事故の復旧工事に対する負担金になっております。管理組合が加入をしております動産総合保険の保険金を地元負担金として納入をしてもらったものになります。次に、県地域密着型施設等整備補助金返還金62万2,000円。こちらは、歳出予算3款1項9目で計上しました同返還金に係る事業主体から市への返還金になっております。光ケーブル移設工事補償費につきましては、妹川地区におけます県道工事に伴います光ケーブル移転補償費でございます。久留米県土整備事務所から納付を受けるものになっております。地域の空き家・空き地等利活用に関するモデル事業支援金40万円の減は、事業費確定に伴います財源補正になっております。

2目1節過年度収入、重度障害者等医療費県支出金、補正額86万6,000円。3目1節第三者納付金、補正額66万8,000円。5目1節重度障害者医療高額療養費返還金、補正額611万6,000円の減。同じく、2節子ども医療高額療養費返還金、補正額216万7,000円の増。同じく、3節ひとり親家庭等医療高額療養費返還金、補正額82万5,000円の減。以上は、実績見込みによる補正になっております。

24ページでございます。

21款1項3目土木債、1節道路橋りょう債、補正額330万円です。一般道路新設改良事業等に係る合併特例事業債の確定に伴うものでございます。

5目教育債、2節小学校債、補正額3,350万円。小学校空調設備設置工事等に係るブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の対象事業費が減額になっております。そのため、交付金対象事業費のほうに充てる学校教育施設等整備事業債が3,160万円の減額になります。一方で、交付金対象外事業費に充てることができる合併特例事業債が、今回の追加補正分も含めまして6,510万円の増額になっております。

9目災害復旧債、2節農林水産業施設災害復旧事業債、補正額1,750万円でございます。内容は、農地360万円、農業用施設1,110万円、林業用施設280万円となっております。以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 歳入で1つ確認させてください。説明があったかもしれませんが

が、15ページの総務費の分担金、有線テレビジョンの共同受信、これはもう中山間地の関係だ  
と思うんですが、金額的には260万円の減になっておりますが、やはりこれだけ減少している  
という実態を教えてくださいたいんですが。よろしくをお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 今の御質問でございます。

今回、有線テレビジョン共同受信施設整備受益者負担金ということで減額の補正をさせていただ  
いております。中身につきましては、有線テレビの共同受信施設でございますヘッドエンドシ  
ステム工事費の額が確定したことによるものでございます。工事費が4,000万円から  
2,700万円に、入札の結果、下がっておりまして、それに伴いまして地元の受益者負担金に  
つきましては2割負担ということになっておりますので、分担金のほうもその2,700万円の  
2割ということで減額になったところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。7番、鎌水議員。

○議員（7番 鎌水 英一君） ちょっと一言お尋ねします。

この合併特例事業債は、あと何年残っておりますかね。当初は5年とか10年とかやったけど、  
今現状でわかればお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 合併特例債につきましては、適用期間は当初10年間というこ  
とで、平成17年から26年までの10年間ございました。それが5年延長になりまして、平  
成31年度まで、そしてさらに再延長が5年ございまして、現在が平成36年度までというよう  
なことになっております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで諸支出金、予備費及び歳入の質疑を終わ  
ります。

これで議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第7号平成31年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。よろしくお願ひいたします。

平成31年度福岡県うきは市予算、青い予算書になります。こちらの13ページをお開きくだ  
さい。

議案第7号平成31年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算。

平成31年度うきは市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億3,916万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した給付費等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項目の間の流用。平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

次に、予算に関する説明書の173ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税7億8,328万2,000円。前年度と比較いたしまして583万5,000円の減額でございます。内訳といたしましては、1、医療給付費分現年課税分5億4,751万3,000円。2、後期高齢者支援金分現年課税分1億5,128万3,000円。3、介護納付金分現年課税分5,798万6,000円。4、医療給付費分滞納繰越分1,880万円。5、後期高齢者支援金分滞納繰越分530万円。6、介護納付金分滞納繰越分240万円でございます。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税82万円、前年度から971万8,000円の減額でございます。1、医療給付費分現年課税分40万円。2、後期高齢者支援金分現年課税分10万円。3、介護納付金分現年課税分10万円。4、医療給付費分滞納繰越分20万円。

次のページをお願いいたします。

5、後期高齢者支援金分滞納繰越分1万円。6、介護納付金分滞納繰越分1万円でございます。こちらにつきましては、一般被保険者、退職被保険者とも被保険者数が減少しているため税収も減少しているとして予算を見込んでおります。特に退職につきましては、平成26年度に制度が終了しておりますので、被保険者数も減少しております。同様に、減少として予算を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。174ページです。

2款1項1目手数料、内訳といたしまして証明手数料、督促手数料1,000円ずつの2,000円で予算計上させていただいております。

次に、3款1項1目災害臨時特例補助金1,000円として予算計上をさせていただいております。



次のページをお願いいたします。

3款1項2目国民健康保険制度関係業務事業費補助金、本年度221万3,000円の予算計上をさせていただいております。3目社会保障・税番号システム整備費補助金3,071万6,000円の予算計上をさせていただいております。この2つにつきましては、今年度新規で計上させていただいております。両方とも2022年末を予定としまして、オンラインでの資格照会ができるようになる予定でございます。それらの業務システム改修について費用が必要になるということでございます。

次に、4款1項1目保険給付費等交付金28億793万5,000円で計上させていただいております。内訳といたしまして、普通交付金27億5,531万8,000円、特別交付金5,261万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

4款2項1目財政安定化基金交付金、前年度と変わらず1,000円で予算計上させていただいております。

次に、5款1項1目利子及び配当金でございます。前年度と変わらず1,000円で予算計上させていただいております。

次に、繰入金、6款1項1目一般会計繰入金でございます。3億902万6,000円で計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目繰越金、1,000円の計上でございます。

8款1項1目延滞金でございます。内訳といたしまして、一般被保険者延滞金と退職被保険者等延滞金、それぞれ1,000円ずつの予算計上で2,000円で上げさせていただいております。

2目加算金、同じく内訳といたしまして、一般被保険者加算金と退職被保険者等加算金をそれぞれ1,000円ずつの2,000円で計上させていただいております。

3目過料、同じく1,000円で予算計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

8款2項1目市預金利子、同じく1,000円での予算計上をさせていただいております。

次に、8款3項1目一般被保険者第三者納付金でございます。500万円の計上をさせていただいております。

2目退職被保険者等第三者納付金でございます。1,000円で計上させていただいております。

同じく3目一般被保険者返納金でございます。1,000円で計上させていただいております。

4目退職被保険者等返納金でございます。同じく1,000円で計上させていただいております。

す。

5目雑入といたしまして、内訳としまして雇用保険料の個人負担金と指定公費、その他の収入、それぞれ7,000円、10万円、5万円として、合計しまして15万7,000円で計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 次に、国民健康保険事業特別会計の給与等に関する総括的説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 私のほうから、職員の給与等についての説明をさせていただきます。予算説明書の199ページをお願いいたします。

まず、職員数についてでございますが、職員数につきましては4名でございます。給与費、退職手当組合負担金、共済費、合計で2,885万6,000円を計上しております。前年比では96万6,000円の増加となっておりますが、主な要因につきましては給与改定、人事異動等によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 歳出の説明が抜けてるようでございます。歳出の説明をお願いします。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。失礼しました。歳出のほうを抜けておりました。

180ページをお開きください。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費の旅費から私のほうで御説明させていただきます。普通旅費といたしまして14万1,000円計上させていただきます。

需用費、内訳といたしまして、消耗品費、印刷製本費、修繕料として90万円を計上させていただきます。

役務費といたしまして、通信運搬費224万6,000円、電算共同処理手数料109万5,000円、レセプト管理等手数料40万2,000円、療養費点検事務等手数料11万5,000円、国保情報集約手数料44万8,000円、その他手数料としまして49万4,000円、合計して480万円の計上をさせていただきます。

次に、13節委託料でございます、3,862万9,000円。内訳といたしまして、調整交付金申請システム保守点検委託料が16万5,000円、レセプト点検事務委託料が474万4,000円、国保システム改修委託料3,361万9,000円、海外療養費不正請求対策事業委託料10万1,000円でございます。こちらの国保システム改修委託料につきましては、先ほど歳入の分で申し上げました、2022年度末のオンラインでの資格照会に係るシステムなり

業務の改修に必要な経費ということになります。

次のページをお願いいたします。

1款1項1目、これ一般管理費の部分でございます。済みません、御説明漏れでした。19節負担金、補助及び交付金、研修等の負担金でございます。8,000円で計上させていただいています。

2目連合会負担金186万8,000円。前年度と比較しまして3万2,000円の増額で計上させていただいております。こちらは、内訳としては県連合会の負担金ということになります。

次のページをお願いいたします。

1款2項1目運営協議会費24万9,000円で計上させていただいております。こちらは、比較はゼロでございます。内訳といたしまして、報酬、運営協議会委員報酬となりますけれども、こちらが24万3,000円。9節旅費、費用弁償として6,000円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費でございます。こちらは、前年度と比較しまして1,910万6,000円の減額ということで計上させていただいております。23億4,928万4,000円でございます。

次に、2目退職被保険者等療養給付費でございます。こちらも前年度と比較しまして4,406万円ほど減額で計上させていただいております。400万円でございます。

次に、3目一般被保険者療養費1,920万円、増減なしでございます。

4目退職被保険者等療養費、前年度と比較しまして40万円の減額で10万円を上げさせていただいております。

5目審査支払手数料、前年度と比較しまして63万6,000円減額の533万8,000円で計上させていただいております。内訳といたしましては、審査支払手数料が513万2,000円、その他手数料として20万6,000円とさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

2款2項1目、保険給付費でございます。一般被保険者高額療養費といたしまして、前年度より1,910万8,000円増額の3億8,458万4,000円で計上させていただいております。

2目退職被保険者等高額療養費でございます。前年度から1,000万円減額いたしまして200万円ということで計上させていただいております。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、こちらは前年度と変わらず100万円を計上させていただいております。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、前年度と比較して40万円減の10万円を計上させ

ていただいております。

次のページをお願いいたします。

2款3項1目、移送費でございます。一般被保険者移送費、前年度と変わらず10万円で計上させていただきます。

2目退職被保険者等移送費、前年度と変わらず5万円で計上させていただきます。

次のページをお願いいたします。

2款保険給付費でございます。1目出産育児一時金でございます。前年度より210万円減額させていただきます1,890万円で計上させていただきます。

2目審査支払手数料、前年度と2,000円、ちょっと減額させていただきます1万円で計上させていただきます。

次のページをお願いいたします。

2款保険給付費の葬祭諸費でございます。2款5項1目葬祭費、前年度と変わらず195万円で計上させていただきます。

次のページをお願いいたします。

こちらは、県のほうへの納付金ということになります。3款1項1目一般被保険者医療給付費分といたしまして、前年度より4,794万8,000円増額ということで7億5,171万2,000円で計上させていただきます。

2目退職被保険者等医療給付費分、前年度と変わらず261万3,000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

後期高齢者支援分の納付金でございます。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、前年度と681万9,000円減額の1億8,653万8,000円で計上させていただきます。

2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分、前年度と変わらず80万1,000円で計上させていただきます。

次のページをお願いいたします。

同じく納付金で、介護納付金分ということになります。3款3項1目介護納付金分、前年度よりも974万5,000円減額させていただきます7,796万5,000円で計上させていただきます。

次のページをお願いいたします。

共同事業拠出金でございます。前年度と変わらず2,000円で計上させていただきます。

次のページをお願いいたします。

保健事業費でございます。特定健診に係る分です。5款1項1目特定健康診査等事業費でございます。前年度より279万5,000円の減額で2,623万4,000円で計上させていただいております。内訳といたしましては、共済費、雇用保険料2万7,000円、社会保険料等が81万円で83万7,000円でございます。賃金533万5,000円。こちらは保健師の方を雇用する際の賃金でございます。旅費1万円。需用費16万円。役務費107万3,000円。13節委託料1,878万2,000円。19節負担金、補助及び交付金としまして、研修会等が1万4,000円、分析システム関係が2万3,000円で、3万7,000円で計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

保健事業費でございます。5款2項1目保健事業費、前年度よりも11万6,000円増額の289万6,000円でございます。こちらは、はり・きゅうの施術費に伴うものでございます。旅費といたしまして7,000円。需用費4万円。役務費187万3,000円。13節委託料22万円。19節負担金、補助及び交付金75万6,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

基金積立金でございます。6款1項1目基金積立金、こちらは前年度と変わらず1,000円で予算計上をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

公債費、7款1項1目利子、前年度と変わらず5万円で計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

諸支出金といたしまして、償還金及び還付加算金になります。8款1項1目一般被保険者保険税還付金、前年度と変わらず700万円での計上です。

2目退職被保険者等保険税還付金、前年度と変わらず50万円で計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

予備費といたしまして、9款1項1目、前年度と3,256万7,000円の減額での2,048万5,000円で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 松岡課長にしっかり説明をいただきました。30分近く説明をいただきました。ちょっとお願いがあるんですけど、できるだけ経常経費とか変わらないところは、もう要点だけをやってですね、あなたも大変と思うんですよ。そこは、どなたか御指導いただい

て、皆さんの顔見よったら、もういらいらが始まってましたから、そこんにきはきちっとやっていかないと、これだけの時間もう8特会ありますから、ちょっともうこれは5時に終わらんような感じを受けましたものですから、ぜひちょっと皆さんで統一いただいて、もう要点のみだけをひとつ。私たちも事前に読んでますからね。そういうことで松岡課長にどうこう言ってるつもりはありません。できれば、数字の読み方をちょっと勉強なさるといいなというふうに思いました。申しわけないけど。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。3時10分より再開します。

午後2時58分休憩

午後3時10分再開

○議長（櫛川 正男君） 議案質疑を再開します。

平成31年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） それでは、192ページの特定健康診査等事業費の関係でございます。これは、岩淵議員のほうからも前あったかと思えますけど、特定健診について年々、今現在、健診率が下がってきておるといふような状況の中におきまして、また本年度につきましても279万5,000円の減額と。特に委託料1,878万2,000円と。昨年と比較しても、これが下がってきておると。

実は昨年の分につきましても、当初で363万2,000円の減額をしておると。逆に言うと、2年間で約五、六百万円の、特定健診については委託料費等が下がってきておるといふような現状にあります。確かに支出が減ることはいいんですけど、特定健診を上げていこうという、そういう決意はいただいていると思っております。そういった中で、これだけの予算が下がってくるというのは、今後はどういうふうに特定健診を進めていくのかという、その意図がちょっとよくわからない部分もありますので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それともう一点、180ページ、1款1項1目の11需用費のほうであります。印刷製本費が今年度49万2,000円になっております。昨年に比べますと非常にこれが、印刷製本費が突出しておりますので、何かそこら辺で今年度新しい事業というか、何かパンフなりを作成するかどうか、その点あわせて2点お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 私のほうからは、先ほどの印刷製本費の関係で回答をさせていただきます。

昨年、県に運営が移行した関係で、昨年の被保険者証は出しておりません。今年度につきまして被保険者証を出すということになっておりますので、その分の印刷製本費としてから上げさせていただきます。

特定健診の関係につきましても、事業を行っているのが一応保健課のほうで行っていただいております。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんが、先日も答弁いたしましたように、確かに特定健診の受診率、この5年間、微減ではありますが数パーセント落ちているのが現状でございます。県内の順位も、29年度20位ということで、当初、県内でも上位にランクしておったわけですが、ここ数年は少し順位を下げているのが現状でございます。なかなか、数年前に特定健診の個人負担金も、以前500円いただいておつたものを無料にいたしまして、それから先日も申し上げましたが、年間35日間の実施日のうち3分の1以上を土日の健診ということで、市民の方に経済的にもいろんなお仕事の面でも受診しやすいような環境は整えてきているつもりではございますけれども、なかなか受診率が上がってまいりません。

先日も、市の健康づくり推進協議会の中で、いろいろ御意見を頂戴いたしました。やはり市民の意識を変えていかないと、やはり料金をただにしたり何らかの健康ポイントとか、表現ちょっと悪いですが、インセンティブを付与してもなかなか市民の方は健診を受けていただけないのが今の状況でございます。やはりこのままでは、市が目標としております40%にはなかなか到達が難しい状況でございますので、対象が国民健康保険の被保険者になりますので。ただ、個別に受診勧奨を市が行うのにもかなり限界がございますので、市内のいろんな事業所、JAさんとか商工会さんとか、そういった方にいろいろ御協力をいただいて、市民の受診率を上げていきたいと考えています。それから、医師会のほうにも御協力をお願いして、これがかなり大きな力になると思うんですが、病院にかかっている方はかなり多くの方がいらっしゃって、年1回、定期的な検査の中の1回を、この特定健診に充てていただければ、これも無料で検査できますので、その分、受診率がかなり上がってくると思っておりますので、そのようなところで頑張っていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 4番、野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 担当課のほうにおきまして、いろいろ努力されているということは十分理解しているつもりでございます。ただ、私が今回申し上げましたのは、一昨年と比較すると、やっぱり受診率は下がっていながら、頑張りますと言いながら、予算についても500万円ほど、もうどんどん落としてきておると。何かお金を使う方がいいわけではござい

ませんけど。

例えば、今の受診会場、これを自治協議会ごとにやるとか、そういった方法。要するに、小まめにやるというふうな方法をとることによって受診率を上げていくとか、そういうことも自治協の中でやれば、やっぱりそういった地域の人たちが呼びかけて健診に一緒に来るというふうな方法なんかも今後考えてもいいんじゃないかなと思っております。そういったことを考えたときに、そうなってくるとやっぱり委託費は逆に余計かさむというふうなことになってきます。だから、そういったところが、いろいろ頑張りますと言いながら、予算は極端に下がってきておるといふところ、何か相反するような、そんなイメージを受けましたので意見として申し上げております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 済みません、先ほど私の発言、不適切な表現がございましたので、撤回をさせていただきたいと思っております。インセンティブというような表現を使えばよかったんですけれども、撤回をさせていただきます。

それから、今の野鶴議員の御提案でございますけれども、今現在、医師会の会長をされている先生からも、このままではなかなか受診率が上がらないということで、今お話しいただいたような、地区ごとに1回やってみたらどうかというような御提案もいただきました。今のところ、そこまではできておりませんで、昨年度から、うきはアリーナのほうを使って健診を行っておりますけれども、以前、合併前は、浮羽町とか、特に行政区を、今、この特定健診というのは昔、健康診査と言っておりましたけれども、行政区を回っておりました。それぞれの行政区の公民館のほうで、この健診を行っておりました。そのときは確かに受診率は高うございましたけれども、そういったところもしかしたらやはり考えなければならぬところかなとも思っておりますので、今後、検討いたします。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 特定健診の委託料に關しましての減少に關する要因ということでございましたけれども、こちらにつきましては、一応これ対象が国保の被保険者数ということになっております。国保の被保険者数が減少している關係上、委託料も下がってきているというふうなことになっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 特定健診について。病院とかで定期的に血液検査とか受けとる場合は、特に特定健診に行かにかいかんということを思わんとですよね。そのあたりのあれは把



握できとるですか、これは。たしか、結構高齢者あたりは、もう病院に行って、しょっちゅうあれしよるですね。そいけん、特別、特定健診を受けなくても、そこである程度のことはわかると思いますけれど。把握ができとんなら教えていただきたいと思います。

193ページ、これ一番下段ですが、はり・きゅうの補助金があります。これは、あんまとか、そういったところは入らんとですかね。はりときゅうに限るということですか。はり・きゅうに限らず、この前、私はちょっと行ったとばってんが、えらい変わった治療もあるとですよ。それで病院以外の治療で、そのあたりは含まれんということですかね。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 特定健診の対象者は国民健康保険の被保険者でありますので、現在何らかの病気で通院されている、医療機関にかかっている方の特定健診の受診率とか、そういった内訳は把握をしております。おっしゃるように、月1回とか検査をされていらっしゃるので、それでいいじゃないかというような、特定健診を受ける必要はないというような先生方も中にはいらっしゃいますので、そのあたりを市といたしましては、その中の1回は無料になりますので、市の特定健診として位置づけていただいて、結果をこちらにお送りいただいたり、そういうことをする手間がありますので大変かとは思いますが、そのあたりを毎年、私のほうがそれぞれの医療機関に出向いてお願いをさせていただいております。ですから、そういったところは把握をいたしております。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） あんまが含まれるかどうかの御質問でしたけれども、この分につきましては、あんまについては入らないということでございます。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） ということになると、もうこれは、はりときゅうということですかね。整体とかも入らんとですね、整体治療とか。それなら、何か私は含めてもらいたと思いますが、入らんなら。もう、はりは危ないですよ、あれは。なかなか、失敗したりも聞くけれど、私は、はり治療はもうほとんど自分から進んで行きません。あんまとか整体は、よう行くとですよ。多分、私みたいな人もおるとじゃなからうかと思って要望しております。

その特定健診に、病院でやりよる検査あたりが把握できとんなら、それカウントで含まれんのですか、その特定健診だけということなのか。かなり結構、血液検査やら調べよるですよ、いろいろ。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 一昨年ぐらいから、本人の同意を得てからの話ではありますけれども、医療機関での検査データを市の特定健診のデータとしていただけるような、そういった受診

率を上げるための1つの方策だと思いますけれども、国保連合会のほうでそういった契約をいたしておりますので、うきは市もそれに参加をいたしておりますので、本人の同意がある方については、市が医療機関で行われた検査の結果を特定健診のデータとして頂戴できるようなことは、今、行っているところでございます。それによって、幾らかは受診率のアップにつながってはおります。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） はり・きゅうにつきましては、こちらにつきましては市が独自で行っている給付でございます。あんまと整体につきましては、例えば医師があんまとか整体が必要というところで医療として認めた場合についてのみ、医療に適用されるというようなこととなります。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号平成31年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。

予算書の19ページをお開きください。

議案第8号平成31年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算。

平成31年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億21万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

次に、予算に関する説明書の209ページをお願いいたします。

歳入でございます。

後期高齢者の医療保険料でございます。1款1項1目特別徴収保険料、前年度と比較して1,755万4,000円の増額で2億1,946万5,000円でございます。

2目普通徴収保険料278万6,000円の増額、1億2,249万5,000円でございます。普通徴収につきましては、普通徴収保険料と滞納繰越分と含んでおります。

次に、2款1項1目手数料でございます。前年と変わらず1,000円でございます。

繰入金、3款1項1目一般会計からの繰入金でございます。855万2,000円、前年度から減額しまして1億5,051万円でございます。

次のページをお願いいたします。

繰越金でございます。4款1項1目、前年度と変わらず1,000円で予算をしております。

5款諸収入でございます。5款1項1目延滞金、2目過料、それぞれ前年度と変わらず1,000円の予算でございます。

次に、諸収入でございます。5款2項1目保険料還付金及び加算金、保険料の還付金と加算金でございます。前年度と比較して50万円ほど増額で100万円で計上させていただいております。

次に、諸収入でございます。5款3項1目市預金利子でございます。前年度と変わらず1,000円の計上でございます。

5款4項1目雑入でございます。前年度と3万3,000円減額させていただき673万5,000円で計上させていただいております。

次に、国庫支出金でございます。これは事業がございませんので、ゼロ円ということで計上させていただいているものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費でございます。私のほうからは、7節の賃金から御説明させていただきます。一般管理費、前年度と比較しまして152万2,000円の増額で1,992万2,000円でございます。7節賃金、嘱託職員の賃金、これは1人分でございます、240万円。旅費、普通旅費でございます。需用費9万円、消耗品費。役務費234万7,000円、通信運搬費で計上させていただいております。

次に、1款2項1目徴収費でございます。278万9,000円、前年度より減額をさせていただいて301万2,000円で予算をさせていただいております。内訳といたしましては、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料。主なものといたしまして、役務費の通信運搬費101万7,000円、電算機器保守点検委託料として157万5,000円ほど上げております。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。前年度より1,116万5,000円ほど増額させていただいております、4億7,439万5,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目保険料還付金及び加算金でございます。前年度と変わらず100万円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

こちらは、繰出金ゼロで計上しております。

次のページをお願いいたします。

予備費でございます。4款1項1目予備費、前年度より30万6,000円ほど増額させていただき、188万1,000円で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 次に、後期高齢者医療事業特別会計の給与等に関する総括的説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 予算説明書218ページをお願いいたします。

職員の給与等についてでございます。

まず、職員数につきましては、平成29年度から福岡県後期高齢者医療広域連合へ1名職員を派遣している分を含めまして2名となっております。給与費、退職手当組合負担金、共済費、合計で1,439万1,000円を計上いたしております。前年度比152万1,000円の増額でございますが、主な要因といたしまして、給与改定、人事異動等によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、松岡市民生活課長より訂正があるそうです。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 先ほど、私の説明の中で、211ページ、国庫支出金と216ページ、諸支出金というところで、ゼロ円で計上させていただいておりますということを申し上げましたけれども、こちらの2つにつきましては科目がなくなったためにこういうふうな記載になっているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 次に、議案第9号平成31年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） 人権・同和対策室、松岡でございます。

予算書は25ページをお開きください。

議案第9号平成31年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

平成31年度うきは市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,390万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

次に、予算に関する説明書227ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目住宅新築資金等県補助金でございます。2万8,000円の減額で、本年度2万6,000円で計上させていただいております。こちらにつきましては、起債を原資としている分を貸し出す際の利息の差を埋める補助金でございます。

次に、2款1項1目繰越金でございます。こちらも70万円ほど増額させていただき2,260万円、前年度繰越金でございます。

次に、3款1項1目延滞金でございます。前年度と変わらず1,000円で計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

3款2項1目市預金利子、前年度と変わらず1,000円でございます。

次に、諸収入でございます。3款3項1目貸付金元利収入でございます。前年度より122万3,000円ほど減額をさせていただき127万6,000円でございます。内訳といたしましては、住宅新築資金等貸付金元金収入が41万8,000円、現年分、1世帯分でございます。2、住宅新築資金等貸付金利子収入として7,000円計上させていただいております。また、滞納繰越分といたしまして、3世帯、4件分85万1,000円で、合わせまして127万6,000円で計上させていただいております。

次に、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費でございます。3,000円ほど増額をさせていただき7万8,000円で計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

公債費でございます。2款1項1目元金97万2,000円の減額で36万7,000円で計上させていただいております。

利子につきましても4万7,000円減額の1万2,000円で計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

予備費でございます。3款1項1目予備費、前年度より46万5,000円増額させていただき、2,344万7,000円とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号平成31年度うきは市立自動車学校特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 自動車学校の高木でございます。よろしく申し上げます。

それでは、予算書の29ページをお願いいたします。

議案第10号平成31年度うきは市立自動車学校特別会計予算。

平成31年度うきは市立自動車学校特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,004万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、予算に関する説明書をお願いいたします。ページは235ページでございます。

それでは、前年度と変更があった主な部分のみの説明とさせていただきます。

まず、本年度予算策定に当たりまして、前年度420名、入校生の目標であったのを本年度、前年度等の実績を見まして、390名というところで予算を組んでおります。

それでは、235ページの1款2項手数料と1款3項授業料がマイナス表示になっておりますけれども、先ほど説明した入校生減の目標によるマイナス表示というところになっております。

それでは、次の236ページをお願いいたします。

2款1項1目利子及び配当金でございます。本年度283万円、前年度との比較がマイナス62万6,000円となっております。これは、運用しております財政調整基金が1つ満期になるということでの減額表示となっております。

続きまして、その下、3款1項1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金が98万円となっております。こちらは、自動二輪の教習に使用します運転シミュレーターの購入費用という形で98万円計上させていただいております。

続きまして、239ページをお願いいたします。

1款1項1目総務管理費でございます。その7節賃金、こちらが前年度1,544万円から本年度1,217万円と327万円の減額となっております。こちらは、臨時職員である指導員が1名、本年度で退職の申し出が出ておりますので、その1名分と、あと育児休暇が出ております事務職員、臨時職員が本年度4月1日から、育児休暇をとっている職員が復帰しますので、こちら2名分の減額分という形になっております。

続きまして、241ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目事業費、1 1 節需用費の中の光熱水費でございます。1 9 9 万 2, 0 0 0 円を計上いたしております。前年度 1 2 4 万 1, 0 0 0 円と比べて 7 5 万 1, 0 0 0 円の増額。これは、契約変更に伴う増額となっております。

続きまして、同じく 1 8 節備品購入費 9 8 万円、これは先ほど説明いたしました二輪車のシミュレーターの購入費用となっております。

続きまして、2 4 2 ページをお願いいたします。

1 款 2 項 2 5 節の積立金でございます。基金利子元本繰入金 2 8 3 万円と基金積立金 6 4 0 万 5, 0 0 0 円。こちら、基金積立金のほうが歳入減により前年度より 8 3 0 万 2, 0 0 0 円の減額となっております。

続きまして 2 4 3 ページ、予備費でございます。本年度 3 6 3 万 7, 0 0 0 円、前年度と比較しますと 2 6 9 万 8, 0 0 0 円の減額となっております。

以上でございます。

○議長（**櫛川 正男君**） 次に、自動車学校特別会計の給与等に関する総括的説明を求めます。総務課長。

○総務課長（**田籠 正規君**） 予算説明書の 2 4 4 ページになります。

まず、職員数でございます。今年度につきましては、1 名増の 1 3 名となっております。こちらにつきましては、新規採用を 1 名予定しているものでございます。続きまして、給与費、共済費、合計で 7, 4 1 3 万 7, 0 0 0 円を計上いたしております。前年度比では 8 0 4 万 6, 0 0 0 円の増額となっております。主な要因につきましては、先ほど申し上げました新規採用を 1 名と、あわせて育児休業者の復職が予定されておりますので、そちらにつきましては増額となっております。

説明は以上でございます。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 1 1 号平成 3 1 年度うきは市簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（**江島 高治君**） それでは、予算書 3 5 ページでございます。

議案第 1 1 号平成 3 1 年度うきは市簡易水道事業特別会計予算。

平成 3 1 年度うきは市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 2 6 6 万 8, 0 0 0 円と

定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500万円と定める。平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

3枚めくっていただいて、40ページをお願いいたします。

第2表、地方債。起債の目的、簡易水道事業。限度額、640万円。起債の方法、証書借入。利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

続きまして、予算説明書253ページ並びに予算補足資料62ページを御参照ください。

予算説明書253ページでございます。

歳入、1款1項1目簡易水道使用料、1節、簡易水道使用料、現年度分といたしまして776万3,000円、滞納繰越分として22万3,000円を計上しています。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目一般会計繰入金といたしまして300万円を計上しておるところでございます。

3款2項1目1節財政調整基金繰入金といたしまして382万3,000円を計上しておるところでございます。

次の256ページをお願いいたします。

6款1項1目簡易水道事業債640万円を計上しているところでございます。

歳出の部でございます。257ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費といたしまして663万8,000円を計上しておるところでございます。主な内容といたしましては、11節の需用費、修繕料といたしまして今年度100万円を計上しておるところでございます。こちらにつきましては、突発的な修繕料の対応といたしまして、昨年度より46万円程度、上乘せして予算計上しておるところでございます。

13節の委託料645万9,000円、簡易水道事業公営企業会計移行支援委託料として計上しておるところでございます。この内容につきましては、平成30年、32年4月より、下水道事業とあわせ、公営企業会計に移行するための委託料でございます。（「ここの話から、こっちに戻ってる」と呼ぶ者あり）

済みません、申しわけございません。

それでは、失礼いたしました。1款2項1目の施設維持管理費の13節の委託料、主なものといたしましては簡易水道施設保守点検委託料164万5,000円を計上しておるところでございます。



続きまして、次ページでございます。

2款1項1目公債費、元金でございます。市債元金413万3,000円。

2目利子199万6,000円を計上しておるところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号平成31年度うきは市下水道事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 予算書41ページでございます。

議案第12号平成31年度うきは市下水道事業特別会計予算。

平成31年度うきは市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億4,483万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、46ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為。事項、水洗便所等改造資金の融資先の金融機関に対する損失補償。期間、平成31年度より平成34年度まで。限度額、記載のとおりでございます。

その下でございます。水洗便所等改造資金の融資を受けた者に対する利子補給交付金。期間、限度額は、記載のとおりでございます。

その下でございます。第3表、地方債。起債の目的、下水道事業。限度額、8,170万円。起債の方法、証書借入。利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、予算説明書265ページをお願いいたします。並びに、予算補足資料といたしまして62ページ、63ページを添付しておるところでございます。

歳入の部でございます。

1 款 1 項 1 目 公共下水道事業分担金 8 9 2 万 7, 0 0 0 円。内訳といたしまして、1 節現年度分といたしまして 8 0 2 万 3, 0 0 0 円、2 節滞納繰越分として 9 0 万 4, 0 0 0 円を計上しております。

2 款 1 項 1 目 公共下水道施設使用料 4 億 2 2 8 万 9, 0 0 0 円。内訳といたしまして、1 節現年度分といたしまして 3 億 9, 9 2 1 万 2, 0 0 0 円、2 節滞納繰越分として 3 0 7 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

2 目 1 節 土地建物使用料、これにつきましては吉井浄化センター、メガソーラー土地使用料として 2 4 9 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目 1 節 下水道費補助金、社会資本整備総合交付金といたしまして 2, 4 0 0 万円を計上いたしております。

4 款 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金といたしまして 7 億 8 0 0 万円を計上しております。

続きまして 2 6 9 ページ、歳出の部でございます。

歳出、1 款 1 項 1 目 一般管理費といたしまして 1 億 2 7 万 5, 0 0 0 円を計上いたしております。主なものといたしまして、1 3 節委託料、下水道事業等地方公営企業法適用支援委託料といたしまして 1, 6 3 0 万 8, 0 0 0 円を計上しております。こちらにつきましては、4 年間の債務負担行為を起こしまして、本年度、最終年度となっております。総額 4, 3 2 0 万円、本年度が 4 年目というふうなところでございます。続いて、公営企業会計システム導入業務委託料として 1, 3 5 6 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

2 7 節 公課費、消費税等納付金 2, 2 0 0 万円を計上いたしております。

次のページでございます。2 7 1 ページでございます。

施設維持管理費といたしまして 2 億 8, 1 1 2 万 7, 0 0 0 円を計上いたしております。主な内容といたしましては、1 3 節委託料、浄化センター管理委託料といたしまして 8, 0 5 9 万 3, 0 0 0 円、汚泥処理委託料といたしまして 1 億 1, 7 4 8 万 1, 0 0 0 円を計上しております。これにつきましては、吉井、浮羽、屋部浄化センターの維持管理費及び汚泥処理委託料として計上しております。

続きまして、2 7 3 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目 公共下水道建設費といたしまして 1 億 1, 8 7 5 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。主な内容といたしましては、1 3 節、委託料といたしまして 2, 9 1 0 万円を計上いたしております。内容につきましては、古川地区の設計委託料として 9 0 0 万円を計上しております。

す。それから、ストックマネジメントの計画策定委託料として2,000万円を計上しておるところでございます。それから、15節の工事請負費でございます。管渠工事といたしまして6,850万円を計上しておるところでございます。

次のページをお願いいたします。275ページでございます。

3款1項公債費、1目元金、23節、市債元金といたしまして5億3,816万3,000円。2目23節、市債利子といたしまして1億8,588万2,000円を計上しておるところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（**櫛川 正男君**） 次に、下水道事業特別会計の給与等に関する総括的説明を求めます。総務課長。

○総務課長（**田箆 正規君**） 予算説明書の278ページをお願いいたします。

まず、職員数でございます。本年度5名となっております。昨年度から1名の増となっております。ところでございますが、昨年度の平成30年度の予算編成時におきまして、職員の中にパートタイムでの再任用職員が含まれておりました。そちらにつきましては、この職員数にはカウントしませんので、人数的には5名でございましたけど、昨年においては4名となっております。ことしにつきましては、正職員を配置しておりますので、人数的には変わりませんが、こちらの給与費の明細書におきましては1名増の5名となっているところでございます。

あと、給与費、退職手当組合負担金、共済費の合計では3,781万3,000円を計上いたしております。前年度比280万円の増加でございますが、主な要因といたしましては、給与改定、人事異動、先ほど申しました正職員の配置等によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（**13番 江藤 芳光君**） じゃあ、2点お尋ねをさせていただきます。

まず、269ページ、一番下ですね。先ほどから、課長、説明がありました公会計の関係ですね。これはこれで結構ですが、もう今年度、新年度で終わりということなんですね。それで、前の会計の簡易水道、これも600万余上がっていますね。これは同じ事業者で委託をして、たまたまその金額を振り分けているという理解でいいのかわかるかな。別々の業者ということは、もうありませんでしょうし。それを1点、確認させてください。

それから、あと、もう計画事業も、ほぼ98%ということで終わられておりますが、ここにあと完了事業で6,850万円かな、この事業の概要を教えてください。そして今後の拡張事業を含めてどう展開していくのか。後は、もう維持と接続率を高めていくだけの仕事なのか、その辺

の今後の事業の計画なりを、概要的に教えていただければと思います。

それから最後に、前々から申し上げている課題が、三園前議員が、もう毎回毎回、脱水の、水分のことを申し上げておりましたが、これはもう別に改善を図らず、このままいこうとしているのかどうか、その点についてお伺いをさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（**櫛川 正男君**） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（**江島 高治君**） この会計移行の支援業務でございます。当初、28年度から国のほうから指導がありまして、将来にわたってこの企業会計に移行するような指導がございました。その時点では、まずもって下水事業だけというふうなところで指導を受けておりました。

その後、水道関係につきましては、現在、吉井のほうでは簡易水道、それから住宅への専用水道ということで、この水道事業について将来計画はどうなっているのかというようなところがございまして、将来、上水の計画が具体化してなければ、この下水とあわせて企業会計のほうに移行すべきだというふうな通達がございまして、それが2年おくれでございました。ですから、今回この簡易水道につきましては、30年、31年、そして結果的には下水と同じく32年の4月から企業会計移行にするというふうなところで、現在この委託料で行っておるところでございます。当然、先行しております下水道事業の移行会計の業者のほうと相談をいたしまして、同じ業者のほうで委託のほうをお願いしているところでございます。

それから、工事費の概要でございます。今年度6,800万余で予算計上しております。主な工事場所といたしましては、本年度、古川地区、具体的に言いますと日本精工でございます。もともと日本精工は、大規模の合併浄化槽で汚水処理をしておりましたけれども、その当時、筑後川の控堤といいますか、霞堤がございまして、国交省の土地を占用できないというふうな話で、その当時、合併浄化槽で処理しておったと。今回、その合併浄化槽の耐用年数が間近になってきたというところで御相談がありました。うちのほうも国交省のほうと話をいたしまして、できればうちの公共下水道のほうにという話が国交省のほうと占用関係のほうで話がまとまってきたということで、今回その設計委託費を計上し、工事費を実施するというところ。

それから、吉井につきましては、吉井の安富地区、福益地区でございますが、こちらのほうで開発に伴います下水道工事を計上しておるもの。それからもう一つは、210号線の、これは吉井地区でございますけれども、マンホールがございまして、そのマンホールの修繕等といいますか、そちらのほうを国交省と協議をしながら、市負担分もちよつと必要だということで、そういった工事関係を予定しておるところでございます。

それから、今後の事業計画でございますが、午前中でもお話しいたしております。うきは市内、ほぼ九十数%、もう概成をしておるというところでございますけれども、最近の宅地開発等がございまして、そういったところへの下水の整備等が今後もあるというところで、大きな工事につ

いてはほぼ概成、そうした後は私道、あるいはそれら開発等に伴います築造工事等が今後あるのかなというふうに考えておるところでございます。

それから、汚泥の含水比でございます。これは、もう以前からいろいろ検討課題ということで、指導なり研究の話を受けておるところでございます。今、うちのほうの含水比につきましては82から83程度でございます。近隣の朝倉市等を調査いたしますと、朝倉よりも特段高いという状況でもない、月別に見ると近隣よりも低い状況、含水比がですね、そういった状況もございます。

今回、吉井処理場におきましては、3系列目の計画を今やっております。当然、今、吉井のほうの流入量が5,060トン、計画では6,000トンということで、将来の系列不足ということで、今、設計委託をしております。その中で、この脱水装置につきましても、やはり技術の進歩がすぐれたものがありまして、ハイブリッドで、なおかつ含水比の低いような、そういった装置、そういったものも今検討をしておるところでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 三園議員のことを申し上げましたが、水分の汚泥処理委託料が1億1,700万円、総予算の約1割を占めていますから、できるだけ新しいそういうものが整備されていくというか、考案されていくかもしれませんので、ひとつ努力をお願いしておきたいと思えます。

それと、以前からの課題で、1つは筑後川温泉の接続がなかなか、これ一番先に下水道事業がスタートしたのは温泉からスタートであって、いまだに接続されてないという現実、もう悩ましい。何回も課長とも、何らか工夫ないかということをおっしゃっていますが、最近ちょっと話が遠のいておりますので、どういう方向づけをいずれしていくかという見定めはしておかないと、このままずるずる放置されているということになりますと、また温泉のみならず、いろいろ夜の町を歩きまして飲みに行ったりすると、もうトイレつなげてないところが結構ありますね。事業者もですね。だから、一般家庭には当然のようにしながら、そういうところは放置しているという現実もありますから、その辺はやっぱり常に目の前に課題を置きながら、職員が一丸となって知恵を出して行って、その成果を上げていかないかんだらうと思っております。その辺も、ひとつ思いを答弁いただきたい。

最後には、農業集落排水との統合は平成47年と、県との関係でですね。あくまでも、それはそういう期間を言ってるだけで、実際はもうかなり早くできるであろうという思いも課長のほうからもあったように思います。その辺は、全くそのまま放置されていくようなものであってはならないと思えますから、その辺の見解も含めて答弁をいただくことで終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今、御質問でございますが、温泉組合の推進というお話でございます。過去に温泉の接続の推進ということで、近隣、特に日田でございますけれども、そういったところの下水処理方法の調査なんかもしたところがございます。いろんな手法で、その温泉組合の下水を取り込むというふうな取り組みと申しますか、そういったのがされておるといところも検証の結果わかっております。

ただ、現実、現在このうきは市の温泉組合のほう、話をお聞きしますと、やはり温泉と下水を分離して浄化槽のほうに流すというふうにした場合の、その設備投資、現在は合併浄化槽で、温泉はそのまま、多分、川のほうに行かれたのかなと。温泉の浴槽でも、当然かけ流しのお湯、それから、洗った汚水というのは、当然そういったものを全部一括して浄化槽のほうに流入させるとなってくると、かなりな量にもなるということで、これはともに検討課題、市としては当然温泉組合を取り込めるような、そういった料金体系なりを、そういったものを検討していかなければならないというふうに考えております。なかなか具体的に温泉組合、後に具体的な折衝というものもされていないのが現状でございます。今、議員申されますように、今後そういった温泉組合にも働きかけなり、そういったことをやっていかなければならないと反省をしております。

それから、事業所の関係でございますけれども、昨年度はピックアップをいたしまして、事業所のほうに案内通知をやったという経過がございます。何かアクションを起こそうということで、まずそういった未接続の事業所のほうに御案内の通知を出して、その結果を、今、集計しているというふうなところ。それから、何で接続できないかというふうな、その要因も分析をしていかなければならないと考えておるところでございます。

それから、吉井の鷹取・今泉農業集落排水でございます。これは、県の汚水処理構想の中に、今回といいますか、29年ですか、盛り込まれております。その中で、まず吉井の屋部地区、ここにつきましては平成5年でしたか、吉井地区の合併、下水道のモデル地区と、そして同じ公共下水道でございます。当然、経費節減のためには、その3つの施設を1つにするのが当然でございます。まずもって、県の汚水処理構想の中に盛り込まれましたのが、屋部の合併がまず先行というところで、その計画の中には37年度目標ということでございますけれども、こちらは準備が整えば、料金改定のときにお話しさせていただきましたけれども、前倒しでもできるのかなと。

先ほど申されました高田・今泉の農集でございます。こちらは、所管が農水省になってくるわけございまして、どうしても国交省と農水省の関係がございます。当然、その施設を整備するときには、用地も当然買収しておりますし、施設全てにおいて国庫補助が入っております。ですから、こういった国・県と今後、調整を図りながら。目標は47年というふうなことになっておりますけれども、できる限り、前倒しできる分は今後も前倒しをしながら合併を図っていきたい

と考えているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

まず1点目は、269ページの公会計の委託料がありますが、これは本年度でもう完了するものなのか、委託料ですからソフト等々が導入されれば、後はもう自前でやっていくのかどうかお尋ねいたします。

2点目が、上水道や下水道の公設民営化の話が全国あちこちであっておりますが、うきは市の場合、このような公設民営化の問題といたしますか、そのような動きはあるのかどうかお尋ねします。

3点目は、先ほど江藤議員も言われましたが、脱水の件で、荒尾地区がもっと進んでいるということをお伺いしておりましたが、その荒尾地区の調査はなされたかどうかお尋ねいたします。

とりあえず3点お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 予算書の269ページ、13節委託料、公営企業会計の委託料でございます。今年度1,630万8,000円の計上でございます。

これにつきましては、31年度でこの委託業務は完了するところでございます。と同時に、32年4月に企業会計移行でございますものですから、31年度中にはこの会計に基づいた事務処理をやっていかないと4月1日の移行が難しいというところでございます。委託料につきましては、31年度で終わるところでございます。

それから、上水、下水の民営化のお話が出ております。昨今、テレビ等でもいろいろあっております。上水につきましては、やはり高度成長期時代の整備からもうかなり年数が経過しております。当然、施設の維持管理には大きな莫大な経費がかかるということで、上水については民営化という話がちらほら出ておりますけれども、そういった中、外国の状況を見ますと、民営化からまた公設に戻ったというふうなところがございます。

何かといいますと、やはり市民の皆様は安心・安全、そして下水については地理的な平たん部、山間部、全てにおいて同じようなサービスをしなければならぬというところがございます。今のところ、民営化の関係につきましては検討課題には入れておりません。まずは、施設の維持管理のほうに努めていかなければならないと考えております。また、民営化については、国のほうからの動き等もあれば、注視しながら検討するべきには検討しなければならぬかなと思っております。

それから、脱水の関係でございます。荒尾のほうには、1回、議会と一緒に現場のほうを確認されたと思っております。ちょっと私の前でございましたのでわかっておりません。そういった、よその脱水装置等、もろもろを検討しておりますし、今回、吉井の3池目、計画におきましては、今、委託をしております業者のほうも、いろんなノウハウといいますか、いろんなメーカーの資料がございます。そういったものを検討しながら、今回、3池目計画に伴います脱水装置の検討も一緒に行っているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 荒尾の件につきましては、ぜひ脱水率が上がれば、この1億1,000万円という金額が下がると思われますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから済みません、最後に、先ほど温泉のことがる述べられましたが、温泉のある他の自治体の状況というのは調査されたのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） さっき荒尾の件が出ました。うちが使っている脱水装置、それから荒尾が使っている脱水装置、根本的なメカニズムが違うというところは1つ申し添えていきたいと思えます。

それから、温泉でございますけれども、前任者が、温泉の関係につきましては、近隣ということで日田の温泉のほうの現状調査をやっております。その調査に基づいて、市内の温泉の料金の検討もされたというふう聞いておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号平成31年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 予算書47ページをお願いいたします。

議案第13号平成31年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算。

平成31年度うきは市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,674万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることが



できる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500万円と定める。平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

続いて51ページをお願いいたします。

51ページ、第2表、債務負担行為でございます。

事項、水洗便所等改造資金の融資先の金融機関に対する損失補償。期間、平成31年度より平成34年度まで。限度額、記載のとおりでございます。

その下段でございます。水洗便所等改造資金の融資を受けた者に対する利子補給交付金。期間、限度額につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、予算説明書289ページをお願いいたします。

289ページ、歳入でございます。

歳入、2款1項1目農業集落排水施設使用料、1節現年度分といたしまして473万8,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目1節一般会計繰入金といたしまして1,000万円を計上しておるところでございます。

続きまして、歳出の部に移ります。292ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費といたしまして636万2,000円を計上しておるところでございます。内容といたしましては、職員給与、一般事務経費でございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目施設維持管理費といたしまして810万7,000円を計上しておるところでございます。内容といたしましては、13節委託料、浄化センター管理委託料として334万9,000円、汚泥処理委託料として102万3,000円を計上しておるところでございます。この節につきましては、吉井の高田・今泉浄化センターの管理委託料等を計上しておるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 次に、農業集落排水事業特別会計の給与等に関する総括的説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 予算説明書296ページをお願いいたします。

まず、職員数でございますが、1名となっております。給与費、退職手当組合負担金、共済費、合計で601万9,000円を計上いたしております。前年度比137万8,000円の減額となっておりますが、主な要因につきましては人事異動に伴うものでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号平成31年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） それでは、予算書53ページでございます。

議案第14号平成31年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算。

平成31年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,973万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

続いて58ページのほうをお願いいたします。

第2表、債務負担行為。事項、水洗便所等改造資金の融資先の金融機関に対する損失補償。期間、平成31年度より平成34年度まで。限度額は記載のとおりでございます。

その下でございます。水洗便所等改造資金の融資を受けた者に対する利子補給交付金。期間、限度額につきましては、記載のとおりでございます。

その下でございます。

第3表、地方債。起債の目的、浄化槽市町村整備推進事業。限度額、590万円。起債の方法、証書借入。利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。

予算説明書307ページをお願いいたします。

307ページ、歳入でございます。

1款1項1目浄化槽整備事業分担金といたしまして110万5,000円。内訳といたしまして、1節現年度分といたしまして110万円、それから2節の滞納繰越分として5,000円を計上しているところでございます。

続いて、2款1項1目の浄化槽施設使用料といたしまして1,481万5,000円を計上しております。内訳といたしましては、1節現年度分といたしまして1,479万円、2節滞納繰越分といたしまして2万5,000円を計上しておりますところでございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金といたしまして349万6,000円を計上しておりますところでございます。内訳につきましては、7人槽10基分を予定しております、これに伴う交付金として計上しておりますところでございます。

それから、4款1項1目1節浄化槽市町村整備推進事業費県補助金として、先ほどと同じく7人槽10基分といたしまして78万2,000円分を計上いたしておりますところでございます。県費の補助率は7.5%となっておりますところでございます。

次のページでございます。

6款1項1目一般会計繰入金といたしまして、浄化槽の施設維持管理費といたしまして3,000万円を計上しておりますところでございます。

続いて、歳出のほうに移らせていただきます。予算書311ページでございます。

歳出。1款1項1目一般管理費といたしまして666万6,000円を計上いたしております。内容といたしましては、人件費及び一般事務費等でございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目施設維持管理費といたしまして3,215万4,000円を計上しておりますところでございます。内容といたしましては、13節、浄化槽清掃管理委託料といたしまして3,084万7,000円を計上しておりますところでございます。これにつきましては、436基分を予定しておりますところでございます。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目浄化槽建設費といたしまして1,060万2,000円を計上いたしておりますところでございます。内訳といたしましては、15節の工事請負費1,043万円を計上いたしております。これにつきましては、7人槽10基分の設置予定をしておりますところでございます。

続いて、次のページをお願いいたします。

3款1項公債費、1目元金、23節、市債元金といたしまして569万9,000円。2目23節、市債利子といたしまして262万3,000円を計上いたしておりますところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 次に、浄化槽整備事業特別会計の給与等に関する総括的説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 予算説明書316ページをお願いいたします。

まず、職員数でございますけど、1名となっております。給与費、退職手当組合負担金、共済費、合計で579万8,000円を計上いたしております。前年度比36万円の増額となっておりますが、主な要因といたしましては給与改定に伴うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 予算書の58ページですけれど、この間、12号から含めて債務負担行為についてお尋ねをします。

御説明の内容は記載のとおりですということの説明でした。債務負担行為については、できるだけ透明性を確保しなければならないというふうに思っております。そういう意味では、きちんと金額を示すべきだと思うんですけども、できない理由について改めてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今、御質問、予算書58ページ、第2表の債務負担行為の内訳でございます。説明不足で申しわけございません。

ここに書いておりますように、事項、期間、限度額ということで、これは浄化槽を設置するときに、この水洗便所等の改造資金、こういった資金を借り入れたときの関係をうたっておるところでございます。期間といたしましては本年度から34年度までの期間ということ。当然、改造資金等を受け入れたときの返済期間等もあるということで、こういった期間で設定をされているというふうに理解をしております。

それから、1件当たり融資限度額50万円に対する利子の50%、これは条例のほうにうたっておりますけども、じゃあその年に何件こういった個人さんから改造する申請と申しますか、あるのかということも具体的につかめない。それから最近の事例ですと、なかなかこういった資金を借り入れて宅内をリフォームするというケースも少ないということで、本当に申しわけないんですけども、例年どおりのこの記載、債務負担行為の案件ということで上げておりますけれども、余り具体的に、本当に市民の方がこれを利用するということがないというところで、今回、金額等についても、総額の金額等もちょっと載せ切れてないというのが現実でございます。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ちょっとよくわからなかったというふうに思います。いずれにしても、それで問題があるというふうに思わないですよ。ただ、提案の仕方として、やっぱりきちんと示してほしいと思いますので、31年度から、次年度から4年間ということですので、わか

るような資料等について、もしあれば提出いただきたいな、あるいは確認したいなというふうに思います。委員会のところでも確認していただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 私も、債務負担行為を見ながら、岩淵議員が質問をいただきました。いずれにしても、債務負担行為を設定するなら、科目存置であれ、何らかの費目を設定しておかないと、これはやっぱり予算というていをしていないんじゃないかなというふうに、今聞きながら思いました。それはもうぜひ御検討ください。

もう一つお聞きしたいのは、313ページ、工事請負費の説明がございました。7人槽の幾つ言ったのですかね。（「10」と呼ぶ者あり）課長、7人槽の10個分を組んじょつとですね。はいはい、わかりました。

お聞きしたいのが、委員会のほうでもまた新たな資料を出してから、現実を、認識を皆さんしたいと思うんですけど。特に、これは中山間地ですね、姫治地区の3つの谷、人口がああいう状況で、もう衰退の一途です。なおかつ、これはまた10個つくる予定を立てて、現実に要望があるなら、もう結構なことだと思うんですけど、いかんせん空き家等がもう目に見えて平地でも目立ち始めました。浄化槽をつくってるところも、もう使用してないところが幾つあるのか。中山間地がどれだけまだ設置してないかという表はいただいております、それがまた一年一年、調査なりすれば変動してくると思いますので、生きた資料を総務産業の皆さんを初め、私たちにも現況をいただきたいというふうに思いますので、その実情を、やっぱりそういう面からも把握しながら、このうきは振興をどうしていくかと、人口の問題を含めてすべきだと思いますので、これはお願いとして申し上げておきます。何か課長の答弁をいただければ幸いです。生きた資料をいただきたいということでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） まず、債務負担行為の関係につきましては、ちょっと内容をもっと精査して、また報告させていただきます。

それから、合併浄化槽でございます。31年度でございますが、例年10基の予定を組んで予算を組んでおります。30年度につきましては、7基の合併浄化槽の設置、現実的にしておるところでございます。今申されますように、浄化槽の整備区域、今、浄化槽をやっているところでございますが、中山間地というふうな地理的条件もありまして、やはり空き家になるケースもございまして、今、浄化槽を設置してある空き家については、やはりまた内装がしっかりしているというふうな条件が整っているのだらうと思います。浄化槽については、スイッチだけ入れとっ

てくれと。たまに帰ってくるときに使われんといかんからということで、そういった感じで、出  
てはいるんですけども、たまに帰ってくる時、あるいは空き家バンクなんかにもやるための  
ためにとということで、そういった山間部での浄化槽設置のケースというか、そういった相談があ  
っているのも事実でございます。

今後、山間部においてのそういった処理施設については、やはり合併浄化槽でやるべきである  
と考えておりますので、例年、毎年この10基分で、国・県の予算を要望しながら、もし余った  
ときには早目にまた予算減額をしておるといようなところで、30年度の実績として現段階で  
は7基設置しているというふうなことで報告しておきます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

## 日程第2. 議案の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付をしております議案の委員会付託表のとおり、所  
管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付をしています議  
案の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決しました。

---

○議長（櫛川 正男君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時46分散会

---